

**令和5年度
かがわスマートハウス促進事業補助金
手続の手引**

申請受付期間

令和5年4月17日(月) ~ 令和6年1月31日(水)

香 川 県

ご注意

- ・補助金の申請等をするときには、必ずこの「**手続の手引**」をよくお読みの上、手続を行っていただきますようお願いいたします。
- ・令和5年度補助金の手続に令和4年度以前の様式は使用できませんので、必ず令和5年度の様式を使用してください。
- ・様式や手続については、年度の途中で改正される場合があります。最新の情報については、**県ホームページ**でご確認の上、手続を行ってください。

<https://pref-kagawa.cms8341.jp/cms8341/kankyoseisaku/chikyu/saiene/r5kagawasmarthouse.html>

令和4年度からの変更点

【太陽光】

太陽光発電システムについて、既築住宅に対する設置のみ補助対象とする(上限5万円)(新築住宅への設置は補助対象外)

【蓄電池】

蓄電システムについて、既築住宅に対する設置を補助対象とする(ただし、新築のZEHに対する設置は対象とする。)

【ZEH】

ZEHについて加算要件を追加(以下に該当する場合5万円を加算)

- ①子育て世帯又は若者夫婦世帯(令和5年4月1日時点で18歳未満の子を有する世帯又は令和5年4月1日時点で夫婦のいずれかが39歳以下である世帯)
- ②複数世帯同居仕様(調理室(キッチン)、浴室、トイレまたは玄関のうちいずれか2つ以上が複数個所ある住宅)

※①及び②を重複して加算することはできません。(加算上限5万円)

ZEHについて、国土交通省、環境省又は経済産業省が実施するZEHに係る補助事業の交付対象であることを要件としない。

ZEHについて、新たに太陽光発電設備を設置する場合、年度内に電力会社との電力需給契約を締結すること(申請様式に再生可能エネルギー発電設備の記載を必須とする)

【V2H】 変更なし

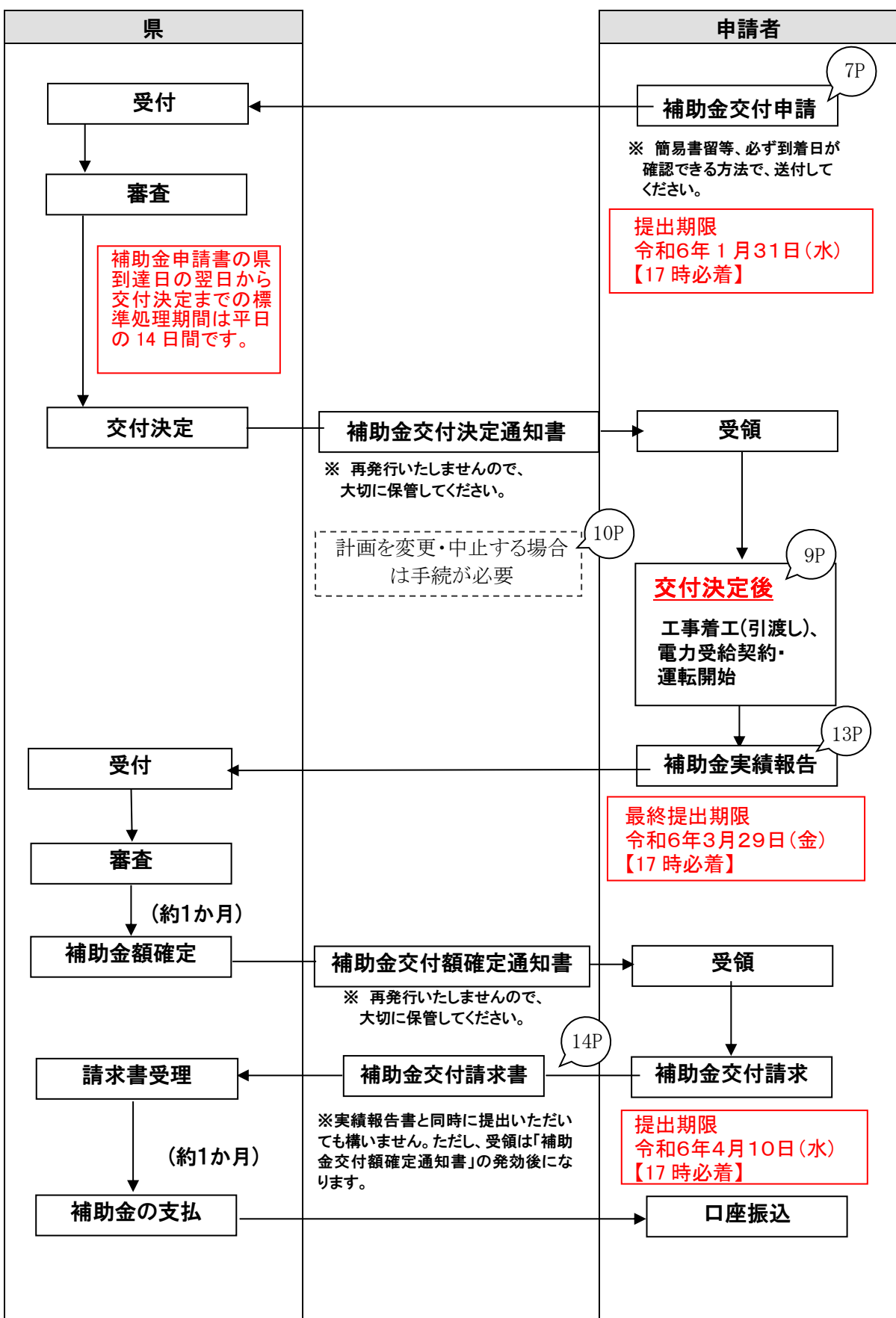
<<< 目 次 >>>

1. 手続の流れ	1
2. 補助の対象となるシステム	2
3. 補助金額	3
4. 補助金の申請ができる方	5
5. 他の補助金との重複受給	6
6. 補助金の申請	7
7. 手続の代行	8
8. 補助金の交付決定	8
9. 設置工事(引渡し)	9
10. 電力会社との電力受給契約の締結	9
11. 補助事業の変更、中止・廃止	10
12. 補助事業者の変更(相続)	11
13. 補助金の実績報告	13
14. 補助金の額の確定	14
15. 補助金の請求・支払	14
16. 補助事業の完了後に守っていただく事項	15
17. 書類の提出方法	16
様式集	17
かがわスマートハウス促進事業補助金交付要綱	62
かがわスマートハウス促進事業補助金実施要領	69
かがわスマートハウス促進事業補助金に係る財産処分等の承認基準	72
香川県補助金等交付規則	75
県税の完納証明書の発行場所のご案内	79

<<< かがわスマートグリーン・バンク(太陽光発電)について 別冊 >>>

かがわスマートグリーン・バンク(太陽光発電)について	1
かがわスマートグリーン・バンク(太陽光発電) 入会届	3
かがわスマートグリーン・バンク(太陽光発電) 入会規約	

1. 手続の流れ



2. 補助の対象となるシステム

補助の対象となるシステムは、次のいずれにも該当する必要があります。

【住宅用太陽光発電システム】(変更あり)

- ① 太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置される住宅において消費され、連系された低圧配電線に、余剰の電気が逆流されるもの
- ② 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項の規定による10kW未満(増設の場合は既設分を含む。)の太陽光発電設備の認定を受けるもの
- ③ 太陽電池モジュール・パワーコンディショナは未使用品であること
- ④ **既築住宅に設置されるもの**

【ZEH】(変更無し)

- ① ZEHを構成する設備のうち、高断熱外皮、空調設備、給湯設備(燃料電池を除く)、換気設備、再生可能エネルギー発電設備に係る購入費及び設置に要する工事費を補助対象とする
- ② ZEHを新築若しくは購入する又は自らが所有する既築住宅をZEHへ改修するもの
- ③ BELS等の第三者評価により、ZEHの評価・認証を受け、ZEHロードマップにおけるZEHの定義(ZEH+、ZEH、NearlyZEH)を満たすことが証明できる住宅であるもの
- ④ 再生可能エネルギー発電システムとして太陽光発電システムを補助対象設備とする場合は、【住宅用太陽光発電システム】の①～③の要件を満たすもの

【住宅用蓄電システム】(変更あり)

- ① 蓄電池から供給される電気を当該蓄電システムが設置される住宅において消費することを目的として設置されるもの
- ② 国の「ネット・ゼロ・エネルギーハウス(ZEH)支援事業」の対象機器として登録されているもの
- ③ 電気事業者と電力受給契約を締結している又は締結していた住宅用太陽光発電システムと連携されるもの
- ④ 蓄電池・電力変換装置は未使用品であるもの
- ⑤ **既築住宅に設置されるもの(ただし新築のZEHに設置する場合は対象とする)**

【住宅用V2Hシステム】(変更無し)

- ① V2Hシステムを介して電気自動車等から供給される電力が、住宅で消費されるもの。

- ② 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているもの
- ③ 電気事業者と電力需給契約を締結している又は締結していた住宅用太陽光発電システムと連携されるもの
- ④ V2Hシステムは未使用であること



■リースによる設置の場合は、補助金の交付は受けられません。

3. 補助金額

【住宅用太陽光発電システム】(既築住宅に対する設置を補助対象とする)

太陽電池の公称最大出力1kWあたり13,000円

既築 上限5万円 (千円未満の端数は切捨てとします。)

※ ただし、増設の場合には、県補助金を受けた既設分を含めて5万円までとします。

※「既築住宅」とは、住宅の建築が終了し、施主に引き渡され人が居住している住宅又は人が居住していない場合でも、住宅の建築が終了してから1年以上経過した住宅とします。

【ZEH】 (加算要件を追加)

20万円

- ・ただし、補助対象経費が20万円未満の場合は補助対象経費が補助額
- ・国や市が実施する他のZEH補助金との併用は可能
- ・下記のいずれかに該当する場合、5万円を加算

- ①子育て世帯又は若者夫婦世帯(令和5年4月1日時点で18歳未満の子を有する世帯又は令和5年4月1日時点で夫婦のいずれかが39歳以下である世帯)
- ②複数世帯同居仕様(調理室(キッチン)、浴室、トイレまたは玄関のうちいずれか2つ以上が複数個所ある住宅)

※①及び②を重複して加算することはできません。(加算上限5万円)

【住宅用蓄電システム】(既築住宅に対する設置を補助対象とする。ただし、新築のZEHに設置する場合は対象とします。)

蓄電システムの設備費(パッケージ型番一式)の1/10 (上限10万円)

(千円未満の端数は切捨てとします。)

※「新築住宅」とは、新たに建築された住宅で、まだ人の居住の用に供したことはないもの(建築工事の完了日から起算して1年を経過したものを除く)とします。

※増設の場合には、県補助金を受けた既設分を含めて10万円までとします。

【住宅用V2Hシステム】(変更無し)

10万円(補助対象経費が10万円未満の場合は補助対象経費が補助額)

<補助金併給が可能な組み合わせ(①~④)>

	太陽光 (既築のみ)	ZEH	蓄電池 (既築のみ) ※ただし、新築のZEHに設置する場合は補助対象とする	V2H	合計額
補助上限 又は定額	5万円	20万円 (加算条件に該当する場合25万円)	10万円	10万円	
①	○		○		15万円
②	○			○	15万円
③		○	○		30~35万円
④		○		○	30~35万円

※上記①~④以外の組み合わせの補助金の併用はできません(太陽光とZEHの併給、蓄電池とV2Hの補助金の併用は不可です)。

例1:新築住宅に太陽光発電設備及びV2Hシステムを設置する場合

→補助額はV2Hシステム10万円になります。

例2:新築住宅に太陽光発電設備及び蓄電池を設置する場合

→どちらも補助対象とはなりません。

例2:新築のZEHに蓄電池を設置する場合

→補助額はZEH20万円(加算対象の場合25万円)と蓄電池10万円を合わせた30万円(加算対象の場合35万円)となります。

4. 補助金の申請ができる方

補助金の申請ができる方は、次の全てに該当する必要があります。

- ① 県内の住宅(店舗、事務所等との兼用を含む)に対象システムを設置(設置された建売住宅の購入及び太陽光発電システムの増設を含む)する個人(個人事業主を含む。以下同じ。)、法人、又は建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第25条第1項に規定する管理者(以下「区分所有法に規定する管理者」という。)
- ② 電力会社と1戸の住宅につき10kW未満(増設の場合は既設分を含む。)の太陽光発電設備の電力受給契約を締結する方
- ③ 県税(個人住民税を含む)の滞納がない方
- ④ J-クレジット制度に基づき県が運営・管理する「かがわスマートグリーン・バンク(太陽光発電)※」に入会すること、又は入会していること(入会要件を満たす場合に限る)。

環境省が実施する ZEH 支援事業の交付申請時、「J-クレジット化の意思表示」の「実施先」の項目において、「それ以外で実施」を選択していることをご確認ください。

「J-グリーン・リンケージ倶楽部にて実施するため、J-グリーン・リンケージ倶楽部及び国への申請者に係る個人情報の提供を了承します」を選択した場合、「かがわスマートグリーン・バンク」への入会要件を満たしません。

- ⑤ 暴力団員等でないこと(香川県補助金等交付規則第5条の2各号のいずれにも該当しないこと)

※「かがわスマートグリーン・バンク(太陽光発電)」の詳細については、「別冊」に掲載しています。

5. 他の補助金との重複受給

この補助金は、他の補助金との重複受給を制限していませんので、国や県内市町の補助金は重複して受けることができます。

○ 市町が実施する住宅用太陽光発電システム等の設置に係る補助金

各市町の補助の実施状況は次の表のとおりです。

(令和5年4月1日現在の情報ですので、受付を開始していない場合があります。)

なお、申込時に市町の予算額に達しているときは、受付を終了している場合もありますので、手続など詳しくは市町の担当窓口にご確認ください。

【住宅用太陽光発電システム等の設置又は改修に係る補助金】

	R5 住宅用太陽光	R5ZEH	R5 住宅用蓄電池	R5 住宅用 V2H	問合せ先(電話番号)
高松市	—	定額 15 万円 ※スマートハウス基本額に該当する場合	定額 6 万円 ※住宅用太陽光及び HEMS と連帯する場合	定額 6 万円 ※住宅用太陽光及び HEMS と連帯する場合	ゼロカーボンシティ推進課 (087-839-2393)
丸亀市	2 万円/kW、 新築の場合は、上限 8 万円 既築の場合は、上限 10 万円	定額 20 万円	定額 8 万円	定額 5 万円	生活環境課(0877-24-8809)
坂出市	2.5 万円/kW、上限 10 万円	上限 100 万円 ※R5.4.1 以降に取得した 1,000 万円以上のもの	補助対象経費の 1/10、 上限 10 万円	—	生活環境課(0877-46-4503) ZEH については、政策課 (0877-44-5001)
善通寺市	2.5 万円/kW、上限 10 万円	—	補助対象経費の 1/10、 上限 10 万円	—	環境課(0877-63-6307)
観音寺市	上限 5 万円 蓄電池を同時に設置する場合は、10 万円加算	上限 20 万円 40 歳以下の場合は、 20 万円加算	上限 5 万円	上限 10 万円	生活環境課(0875-25-2698)
さぬき市	2.5 万円/kW、上限 10 万円	—	—	—	生活環境課(087-894-1119)
東かがわ市	5 万円/kW、上限 10 万円	—	補助対象経費の 1/10、 上限 10 万円	補助対象経費の 1/10、 上限 10 万円	環境衛生課(0879-26-1226)
三豊市	2 万円/kW、上限 10 万円	上限 25 万円 市内業者での施工の場合は、30 万円加算 蓄電池または V2H を設置する場合は、10 万円加算	補助対象経費の 1/10、 上限 10 万円	—	環境衛生課脱炭素推進室 (0875-73-3007)
土庄町	4 万円/kW、上限 16 万円	—	—	—	住民環境課(0879-62-7010)
小豆島町	4 万円/kW、上限 16 万円	—	—	—	住まい政策課(0879-82-7011)
三木町	4 万円/kW、上限 8 万円	—	定額 8 万円	—	環境下水道課(087-891-3315)
直島町	5 万円/kW、上限 20 万円	—	補助対象経費の 1/10、 上限 20 万円	—	環境水道課(087-892-2225)
宇多津町	3 万円/kW、上限 12 万円	—	上限 8 万円	—	住民生活課(0877-49-8000)
綾川町	1.5 万円/kW、上限 6 万円	—	定額 7 万円	—	住民生活課(087-876-1114)
琴平町	5 万円/kW、上限 10 万円	—	補助対象経費の 3/1、 上限 10 万円	—	住民福祉課(0877-75-6707)
多度津町	3.5 万円/kW、上限 7 万円	—	—	—	住民環境課(0877-33-4480)
まんのう町	5 万円/kW、上限 10 万円	—	補助対象経費の 1/3、 10 万円	—	住民生活課(0877-73-0101)

6. 補助金の申請

補助金を受けようとする方は、補助対象システムの着工(建売の場合は引渡し)前に補助金交付申請書及び添付書類を提出してください。(交付決定があるまで着工(引渡し)はできません。) また、内容について県から問合せを行う場合がありますので、提出書類は必ず写しをとって保管してください。

※ 補助金の申請は電灯契約(電力受給契約)1件ごとに行う必要があります。

① 補助金交付申請書(様式第1号)

＜様式は18ページ。ただし、変更される場合がありますので、県ホームページでご確認ください。＞

・様式は、県のホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。

※交付申請書の記載例を参考に作成下さい。

・令和4年度以前の補助金の様式は使用できません。必ず令和5年度補助金の様式を使用ください。

【注意】書類の訂正の方法について

- 補助金交付申請書や補助金実績報告書において、記入したものを訂正する場合には、差替え若しくは訂正箇所に二重線を引いて修正してください。
- 修正液や砂消しゴム等を使用したもの、書きなぞりによるものは認めませんので、その場合には書類の再作成をしていただくことになります。
- 消すことができるインクのペンで記入した書類は受理できません。必ず、消えないインクの黒ボールペン等で記入してください。(※ペンに「証書類・宛名書きには使用できません」等と注意書きが記載されています。)

② 補助金交付申請書の添付書類

補助金交付申請書には、35 ページの別表1(個人・個人事業主用)又は 39 ページの別表2(法人・管理者用)の書類を添付してください。

※ 個人住民税の完納証明書は、市町によっては、市町が発行する下記の書類でも受理いたします。

高松市	滞納無証明書
丸亀市	滞納のない証明書
坂出市	完納証明書
善通寺市	滞納のない証明書
観音寺市	完納証明書(課税のある場合)又は滞納なし証明書(課税のない場合)
さぬき市	完納証明書(課税のある場合)又は滞納なし証明書(課税のない場合)
東かがわ市	完納証明書
三豊市	完納証明書
土庄町	納税(完納)証明書
小豆島町	完納証明書(課税のある場合)又は滞納なし証明書(課税のない場合)
三木町	完納証明書(課税のある場合)又は滞納なし証明書(課税のない場合)
直島町	滞納のない証明書
宇多津町	完納証明書
綾川町	完納証明書(課税のある場合)又は滞納なし証明書(課税のない場合)
琴平町	滞納のない証明書
多度津町	滞納のない証明書
まんのう町	滞納のない証明書



- 必要に応じて説明、訂正を求める場合があります。
- 提出いただいた書類は、原則として返却いたしません。
- 提出いただいた書類に不備があった場合、差替え書類を新たに再提出していただく必要がありますので、提出に当たっては記載内容をよくご確認ください。

7. 手続の代行

この補助金の交付を受けようとする方は、補助金の交付申請、実績報告等について、設置しようとする補助対象システムの販売事業者等に対して、これらの事務手続を代行してもらうことができます。

事務手続を代行してもらう場合には、補助金交付申請書「4 手続代行者に手続の代行を依頼する場合」欄への記入が必要です。この欄に記入がない場合は、手続の代行は認められません。

交付決定後に、手続代行者を変更する場合は、申請者(補助事業者)の委任状(任意様式)が必要になります。

手続代行者は、令和5年度において初めて代行する際、手続代行者連絡票(別記様式第1号)により実務担当者ごとの連絡先(電子メールアドレスを含む)を届け出てください。県からの補助金に関するお知らせを電子メールにより送信します。**(令和4年度に手続代行した場合にも届け出る必要があります。)**

<様式は 34 ページ。様式は、変更される場合がありますので、県ホームページでご確認ください。>

手続代行者の方へ

- **手続代行者は、電話等による県からの問合せに回答できる者**としてください。名刺や別紙等を提出することにより実際の間合せ先を補助金交付申請書「4 手続代行者に手続の代行を依頼する場合」欄記載の者と別にすることは認められません。
- 手続代行者は、事務手続を誠意をもって実施するものとし、手続の代行を通じて得た依頼者の情報は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に従って取り扱うものとします。
- 県は、手続代行者が、県の定める手続を偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表することができるものとしますので、その旨を了承の上、手続代行を行ってください。

8. 補助金の交付決定

県は、提出された補助金交付申請書の内容を審査し、要件に該当していると認めるときは、「交付決定通知書」を、**申請者あて(手続代行者あてではありません)**に郵送します。

交付決定通知の内容について、可能な限り申請者・手続代行業者双方で共有するよう

に努めてください。

交付決定通知書は、補助金交付申請書の県到達日の翌日を起算日として、原則として土日祝日を除く14日以内(標準処理期間)に発行します。ただし、補助金交付申請書(添付書類を含む)に不備・不足がある場合は、この限りではありません。

実績報告書等を作成するときに、交付決定通知書に記載された交付決定日、交付決定番号の記入が必要になりますので、交付決定通知書は無くさないよう保管してください。交付決定通知書の再発行はいたしません。



- 交付決定通知書に記載された交付決定日をもって、着工(又は引渡し)が可能となります。ただし、電力会社への電力受給契約の申込みは、交付決定前でもかまいません。
- 交付決定通知書は、補助金の支払を確約するものではありません。適正な実績報告書を提出した時点で初めて補助金交付の要件を具備するものとします。
- 標準処理期間に達しない間の審査状況の確認はご遠慮ください。手続代行業者は、まず、申請者へご確認ください。

9. 設置工事(引渡し)

交付決定通知書に記載された交付決定日以降で、補助の対象となる設備の設置工事に着工(新築又は既築の場合)、又は引渡し(建売の場合)を行ってください。



- 交付決定日より前にすべての工事に着工できないということではありません。補助の対象システムの設置工事の着工が交付決定日以降であればかまいません。

10. 電力会社との電力受給契約の締結

太陽光発電システムを設置する場合は、交付決定通知書に記載された交付決定日以降で、電力会社との電力受給契約を締結していただく必要があります。

- 電力受給契約については、お近くの電力会社にお問い合わせください。

○四国電力 https://www.yonden.co.jp/nw/renewable_energy/procedure/under50kw.html

○中国電力 http://www.energia.co.jp/elec/seido/kaitori/new_tetsuduki.html



- 電力会社との電力受給契約には、申込みをしてから期間を要する場合がありますので、早めに電力会社に申込みを行い、工事完了から電力受給契約までに要する期間を確認の上、電力需給契約日が補助金実績報告提出期限に間に合うよう設置工事を計画してください。
- 実績報告提出期限までに電力需給契約を締結しておく必要があります。

11. 補助事業の変更、中止

交付決定通知書の受領後に、補助事業の内容の変更をするとき、補助事業を中止・廃止しようとするときは、次の手続が必要です。

(1) 補助事業の内容を変更するとき

- ① 太陽光発電システムを設置する場合で、太陽電池の公称最大出力について、その出力が変更となり、かつ、補助金額が変更となる場合
- ② 蓄電システムを設置する場合で、蓄電池の機種変更等の理由により、その設備費が変更となり、かつ、補助金額が変更となる場合
- ③ 太陽光発電システム又は ZEH を申請し、交付決定を受けた後に、蓄電システム又は V2H システムを追加設置する場合
- ④ 太陽光発電システム又は ZEH と蓄電システム又は V2H システムの両方を申請し、交付決定を受けた後に、そのいずれか一方のみを中止する場合
- ⑤ ZEH を申請し、交付決定を受けた後に、額を変更する場合

は、変更承認申請書(様式第2号)及び添付書類を提出してください。

実績報告書の提出前までに、変更承認申請書を提出した上で、県から変更承認通知書を受領しておく必要があります。

また、③の場合は、変更承認通知書を受領するまで蓄電システム又は V2H システムの追加工事に着工できませんのでご注意ください。

<様式は20ページ。様式は、変更される場合がありますので、県ホームページでご確認ください。>

なお、その他の変更の場合は、県への変更承認申請書の提出は必要ありませんが、実績報告の提出時に、実績報告書の概要書において変更分の報告をしてください。

※ 令和4年度補助金の様式は使用できません。必ず5年度補助金の様式を使用してください。

※変更申請書の記載例はHPをご覧ください

《変更承認申請書の添付書類》

- ア 工事請負契約書等の写し(契約内容の変更を確認できるもの)
- イ 住民票の原本(住所変更があった場合)



■以下の事項に関しては、交付決定された申請内容を変更することはできません。
変更する場合は、申請を一旦、中止承認申請により取り下げた上で、中止申請承認後に改めて申請する必要があります(ただし、着工前であること)。

- ①申請者(=対象システム購入者、電力受給契約予定者)
- ②設置場所(住所)

(2) 補助事業を交付決定後に中止するとき

中止承認申請書(様式第3号)を提出してください。(添付書類はありません。)

<様式は25ページ。様式は、変更される場合がありますので、県ホームページでご確認ください。>

※ 令和4年度補助金の様式は使用できません。必ず5年度補助金の様式を使用してください。

《中止承認申請書の記入方法》

○「1 補助事業者」欄

- 補助金交付申請書に準じて記入してください。
- 住所が補助金交付申請書に記載した住所と異なる場合には、住所を変更した年月日を記入した日を記入してください。(届出日ではありませんのでご注意ください。)

○「2 交付決定番号」欄

- 交付決定通知書に記載された交付決定番号を記入してください。

○「3 交付決定日」欄

- 交付決定通知書に記載された交付決定日を記入してください。(補助金交付申請書の日付ではありませんので、ご注意ください。)

○「4 中止の理由」欄

- 中止する理由を選択肢の中から選び、○を記入してください。
- 「その他」を選択した場合には、具体的な理由を記入してください。

※ 補助事業を交付決定前に取り消すとき

「かがわスマートハウス促進事業補助金交付申請取消しについて」(以下、「申請取消し依頼」という。)に必要事項を記入の上、提出してください。(添付書類はありません。)

<様式は32ページ。様式は、変更される場合がありますので、県ホームページでご確認ください。>

提出のタイミングによっては、交付決定される場合がありますので、その場合は、「申請取消し依頼」の提出後でも「中止承認申請書(様式第3号)」の提出が必要となることを、あらかじめご了承ください。

12. 補助事業者の変更(相続)

交付決定通知書の受領後に、補助事業者の死亡により補助事業者の変更をするときは、補助事業者の変更承認申請書(様式第2-2号)及び添付書類を提出してください。

実績報告書の提出前までに、補助事業者の変更承認申請書を提出した上で、県から補助事業者の変更承認通知書を受領しておく必要があります。

<様式は24ページ。様式は、変更される場合がありますので、県ホームページでご確認ください。>

※ 令和4年度補助金の様式は使用できません。必ず5年度補助金の様式を使用してください。

《補助事業者の変更承認申請書の記入方法》

○「1 申請者」欄

- 相続人であって補助事業者の地位を承継することが適当であると認められる者について、記入してください。
- 補助金交付申請書に準じて記入してください。

○「2 補助事業者(交付決定を受けた者)」欄

- 交付決定を受けた者について、記入してください。
- 補助金交付申請書に準じて記入してください。

○「3 交付決定番号」欄

- 交付決定通知書に記載された交付決定番号を記入してください。

○「4 交付決定日」欄

- 交付決定通知書に記載された交付決定日を記入してください。(補助金交付申請書の日付ではありませんので、ご注意ください。)

○「5 対象システムの設置を予定する住所」欄

- 「補助事業者住所と同じ」又は「その他」のいずれかを選択してください。
- 「その他」を選択した場合には、「対象システムの設置を予定する住所」を記入してください。
- 対象システムは香川県内に設置されることが必要です。

○「6 変更の経緯・理由」欄

- 変更することとなった具体的な経緯及び理由を記入してください。

《補助事業者の変更承認申請書の添付書類》

補助事業者の変更承認申請書には、以下の書類を添付してください。

(1) 補助事業者の戸籍謄本(原本)
(2) 申請者の住民票(3ヶ月以内に発行された原本)
(3) 申立書(相続)
(4) 申請者が契約者である電力会社が発行する「電力受給契約書」の写し(後日提出でも可)
(5) その他必要となる書類

(1) 補助事業者の戸籍謄本(原本)

- 補助事業者の死亡及び補助事業者と全ての相続人の関係性が確認できるものであることが必要です。

(2) 申請者の住民票(3ヶ月以内に発行された原本)

- 申請者の住民票を提出してください。

(3) 申立書(相続)

- 全ての相続人による承諾が必要です。ただし、申請者以外の相続人が未成年の子のみの場合は、この申立書は不要です。
<様式は33ページ。ただし、変更されている場合がありますので、県ホームページでご確認ください。>

(4) 申請者が契約者である電力会社が発行する「電力受給契約書」の写し(後日提出でも可)

- 「補助事業者の変更承認申請書」提出時まで電力会社と契約していない場合は、添付を省略できます。ただし、この場合は、交付申請書(兼実績報告書)提出時に、必ず添付してください。

(5) その他必要となる書類

- その他補助事業者の変更承認を行うために必要な書類を追加で求める場合があります。

13. 補助金の実績報告

補助対象システムを設置(又は引渡し)設置した場合は、電力会社との電力受給契約の完了後、実績報告書及び添付書類を提出していただく必要があります。

県の補助金実績報告書の提出期限は、**令和6年3月29日(金)【17時必着】**です。

提出期限までに提出いただけない場合、交付決定が取り消され、補助金を受けることができなくなります。

実績報告提出期限までに電力需給契約を締結しておく必要があります。

電力会社との電力受給契約の締結に遅れがないよう十分注意して設置工事を計画してください。

また、補助金実績報告書の内容について県から問合せを行う場合がありますので、**提出書類は必ず写しをとって保管**してください。

① 補助金実績報告書(様式第4号)

＜様式は26ページ。様式は、変更される場合がありますので、県ホームページでご確認ください。＞

・様式は、県のホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

※実績報告書の記入例はHPをご確認ください。

・令和4年度補助金の様式は使用できません。必ず5年度補助金の様式を使用してください。

② 補助金実績報告書の添付書類

補助金実績報告書には、43ページの別表3(個人・個人事業主用)又は49ページの別表4(法人・管理者用)の書類を添付してください。



■ 提出いただいた書類は、原則として返却いたしません。

■ 提出いただいた書類に不備があった場合、差替え書類を新たに再提出していただく必要がありますので、提出に当たっては記載内容をよくご確認ください。

■ **実績報告書の提出時に補助金交付請求書を同時にご提出いただいても構いません。**

(ただし、「補助金交付額確定通知書」の発効後の受理となります。)

14. 補助金の額の確定

県は、提出された補助金実績報告書の内容を審査し、補助金を交付する要件を満たしていると認めるときは、県が確定した補助金の額等を記載した「補助金交付額確定通知書」を、**補助事業者(申請者)あて(手続代行者あてではありません)に郵送**します。
交付額確定通知の内容について、可能な限り申請者・手続代行業者双方で共有するように努めてください。

この補助金交付額確定通知書により、補助金の支払額が確定します。
補助金交付額確定通知書の再発行はいたしませんので、大切に保管してください。

15. 補助金の請求・支払

県に対し、補助金交付請求書(様式第5号)を提出してください。**(補助金実績報告書と同時に提出いただいても構いません。ただし「補助金交付額確定書」発効後の受理となりません。**

県の補助金交付請求書の提出期限は、**令和6年4月10日(水)**です。

県は、補助金交付額確定通知書を発行してから**約1か月後**に、指定いただいた口座に補助金を振り込みます。

《補助金交付請求書の記入方法》

<様式は29ページ。様式は、変更される場合がありますので、県ホームページでご確認ください。>

※請求書の記載例は県 HP をご確認ください。

※ **令和4年度補助金の様式は使用できません。必ず令和5年度補助金の様式を使用してください。**



- 提出いただいた書類は、原則として返却いたしません。
- 提出いただいた書類に不備があった場合、差替え書類を新たに再提出していただく必要がありますので、提出に当たっては記載内容をよくご確認ください。

16. 補助事業の完了後に守っていただく事項

① 財産の適正管理と処分制限

この補助金により設置した設備は、補助金の交付の目的にしたがって適正に管理しなければなりません。

やむを得ない理由により、補助対象設備を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、あらかじめ、財産処分承認申請書(様式第7号)を提出し、知事の承認を受ける必要がありますので、事前に県までご相談ください。

＜様式は31ページ。様式は、変更される場合がありますので、県ホームページでご確認ください。＞

また、県では「かがわスマートハウス促進事業等補助金に係る財産処分等の承認基準」に基づき、補助金の一部について返還を求める場合があります。

連絡先:香川県環境森林部環境政策課 電話:087-832-3851(直通)

なお、天災地変その他自らの責に帰することのできない理由により、設備が壊れたり(毀損)、失われた(滅失)ときは、知事に「財産毀損・滅失届出書」(様式第6号)を提出していただく必要がありますので、その場合も県までご相談ください。

＜様式は30ページ。様式は、変更される場合がありますので、県ホームページでご確認ください。＞

② 実地調査

県は、必要に応じて、補助金の支払後においても実地調査を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

なお、この補助金に関して不正が発覚した場合には、補助の取消しや補助金の返還等が命じられますので、ご注意ください。

③ アンケート調査

県では、地球温暖化防止対策の参考とするため、補助事業者を対象として、アンケート調査を実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。

17. 書類の提出方法

県に提出する書類の部数は1部で、下記の点に注意の上、簡易書留や一般書留、又は、特定信書便事業者が行う配達記録付きのサービスで送付してください。(FAXや電子メールによる提出は受け付けません。)

また、県から問合せを行う場合がありますので、提出の際には、必ず提出物の写しを保管してください。

(1) 信書を送達できる者により送付すること

交付申請書や実績報告書等は「信書」(「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」をいいます。)に該当するため、これを送達できるのは、次のいずれかの者に限られます。一般の宅配便での送付はできません。

- ① 郵便事業株式会社(郵便法(昭和22年法律第165号)第4条)
- ② 総務大臣の許可を受けた信書便事業者(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第3条)

(2) 配達記録が確認できる方法で送付すること

交付申請書や実績報告書等が間違いなく県の補助金受付に到着しているかどうかは、補助事業者(申請者)において配達記録で確認していただく必要があります。県では、未着のものについての確認はできませんので、ご注意ください。

(3) 封筒の表面に補助金関係書類であることを明示すること

補助金関係書類であることがわかるよう、封筒の表面に「補助金交付申請書在中」、「補助金実績報告書在中」等と記載してください。

【送付先】

〒760-8570 (県庁専用郵便番号ですので、郵送の場合は住所の記載は不要です)
高松市番町四丁目1番10号
香川県 環境政策課 カーボンニュートラル推進室



■提出いただいた書類は、原則として返却いたしません。

■持参の場合は、書類の受取のみの対応となります。(その場での審査は行いません。)

【 様式集 】

様式第1号 交付申請書	18
様式第2号 変更承認申請書	21
様式第2-2号 補助事業者の変更承認申請書	24
様式第3号 中止承認申請書	25
様式第4号 実績報告書	26
様式第5号 補助金交付請求書	29
様式第6号 財産毀損・滅失届出書	30
様式第7号 財産処分承認申請書	31
(任意様式) 申請取消し依頼	32
(任意様式) 申立書(相続)	33
別記様式第1号 手続代行者連絡票	34
別表1補助金交付申請書の提出書類チェックリスト(個人・個人事業主用)	35
別表1-1補助金交付申請書の必要添付書類リスト(個人・個人事業主用)	36
別表1-2補助金交付申請書の必要添付書類について(個人・個人事業主用)	37
別表2補助金交付申請書の提出書類チェックリスト(法人・管理者用)	39
別表2-1補助金交付申請書の必要添付書類リスト(法人・管理者用)	40
別表2-2補助金交付申請書の必要添付書類について(法人・管理者用)	41
別表3補助金実施報告書の提出書類チェックリスト(個人・個人事業主用)	43
別表3-1補助金実績報告書の必要添付書類リスト(個人・個人事業主用)	44
別表3-2補助金実績報告書の必要添付書類について(個人・個人事業主用)	46
別表4補助金実施報告書の提出書類チェックリスト(法人・管理者用)	49
別表4-1補助金実績報告書の必要添付書類リスト(法人・管理者用)	50
別表4-2補助金実施報告書の必要添付書類について(法人・管理者用)	52
納税証明書交付請求書(県税)(見本)	55
証明願(個人住民税)	56、57
出力対比表(書式例)	58
設置費に関する領収書(見本)	61

様式第1号 (第6条関係)

5年度

香川県知事

様

かがわスマートハウス促進事業補助金交付申請書

かがわスマートハウス促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

1. 申請情報

※以下、該当する「□」に「✓」を記載ください

(1) 申請者	申請日	令和	年	月	日	※発送日を記入		
	申請者区分	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 個人事業主 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 区分所有法に規定する管理者						
	申請方法	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 手続代行者						
	郵便番号	〒 -						
	住所	※個人の場合は、住民票に記載された住所をお書きください。						
	名前	※個人の場合は、住民票の表記とおりに記載ください。						
	電話番号							
(2) 補助対象	対象区分	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム (既築のみ) <input type="checkbox"/> ZEH <input type="checkbox"/> 蓄電システム (既築、新築の場合はZEHのみ) <input type="checkbox"/> V2Hシステム						
	補助金申請額	, 0 0 0 円 (千円未満切捨て)						
	(内訳)	太陽光発電システム	, 0 0 0 円	ZEH	, 0 0 0 円			
		蓄電システム	, 0 0 0 円	V2Hシステム	, 0 0 0 円			
(3) 設置場所	建築区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既築 <input type="checkbox"/> 建売		住居形態	<input type="checkbox"/> 戸建 <input type="checkbox"/> 集合住宅			
	設置予定住所	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ <input type="checkbox"/> その他 (下記に記載)						
	郵便番号	〒 -						
	住所	香川県						
(4) 手続代行者	申請方法が「手続代行者」の場合、下記に記載する者に当補助金申請の手続行為を委任します。 ※申請者本人が申請する場合は記載不要。							
	会社名/支店・営業所名							
	代表者名							
	実務担当者名		担当者電話番号					
	※手続代行をする場合、「手続代行者連絡票」(別記様式第1号)を提出ください。 過年度に手続代行した場合も提出が必要です。							

○ 仮住まい等で(1)の申請者住所と異なる住所に交付決定通知書の送付を希望する場合は下記に記入

〒	-	
---	---	--

2. 太陽光発電システム概要

太陽電池の公称最大出力	. kW (小数点2桁未満は切捨て)		
パワコンの台数	台 ※台数に応じて、下記の①～③を記載ください		
定格出力	① kW	② kW	③ kW
増設の有無	<input type="checkbox"/> 増設なし <input type="checkbox"/> 増設あり (既設分 ○○.○○ kW)		
補助対象経費 (税込)	円		

※太陽電池の補助金額は1kWあたり1.3万円となります(上限5万円)

3. ZEH概要

(1) 補助対象システム

再生可能エネルギー発電設備(太陽光発電システム等)を設置した場合は、⑤について必ず記載ください。

ただし、再生可能エネルギー発電設備が自己所有以外(PPA,リースなど)の場合は、⑤の対象となりませんので、①～④のいずれかを記載ください。

	金額
①高断熱外皮	円
②空調設備	円
③給湯設備(燃料電池を除く)	円
④換気設備	円
⑤再生可能エネルギー発電設備	円
合計	円

※合計金額については、補助金額以上になるように記載ください。

※定額20万円が補助金額となります(補助対象経費が20万円未満の場合は補助対象経費が補助金額。)ただし下記(2)の加算要件に該当する場合は、5万円を加算します。

(2) 加算要件

加算要件に該当する場合は、必ず記載ください。

加算要件(該当する場合☑) ※該当する場合は、5万円を加算します。	<input type="checkbox"/> 子育て世帯又は若者夫婦世帯 (令和5年4月1日時点で18歳未満の子を有する世帯又は令和5年4月1日時点で夫婦のいずれかが39歳以下である世帯) <input type="checkbox"/> 複数世帯同居仕様(キッチン、浴室、トイレ、玄関のうちいずれか2つ以上が複数個所) ※重複して加算することはできません(加算上限5万円)
--------------------------------------	--

(3) 再生可能エネルギー発電設備概要

(1)で⑤に金額を記載した場合は、必ず記載ください。

再生可能エネルギー発電設備	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 →※詳細を以下で記入してください。 <input type="checkbox"/> その他()		
太陽電池の公称最大出力	. kW (小数点2桁未満は切捨て)		
パワコンの台数	台 ※台数に応じて、下記の①～③を記載ください		
定格出力	① kW	② kW	③ kW

4. 蓄電システム概要

設置 機器	メーカー名		パッケージ型番	
	蓄電容量	. kWh		
①設備費(パッケージ型番一式)				円
②その他経費(工事費等)				円
③小計(税抜)				円
④合計(税込)				円
太陽光発電システムの設置方式について		<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 自己所有以外(PPA、リースなど)		

※①設備費(パッケージ型番一式)の価格(税抜)の1/10が補助金額となります(上限10万円)

5. V2Hシステム概要

設置 機器	メーカー名		型式	
補助対象経費(税込)				円
太陽光発電システムの設置方式について		<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 自己所有以外(PPA、リースなど)		

※定額10万円が補助金額となります(補助対象経費が10万円未満の場合は補助対象経費が補助金額)

6. 重要事項確認 ※必ず申請者本人が内容を確認し、同意した上で、全ての欄に「✓」ください

	重要事項	チェック欄
1	補助対象システムの設置を予定する建物等に申請者以外の所有者はありません。又は、他に所有者がある場合は、設置についての承諾を受けています。	
2	補助対象システムの設置等に係る工事は未着工で、交付決定日より前に工事着手(建売の場合は建物引渡し)は行いません。また、ZEHを含め、新たに太陽光発電システムの設置等を行う場合においては、交付決定日より前に電力需給の開始を行いません。	
3	交付決定通知書は、申請者あてに送付されることを理解しました。	
4	補助対象年度内(3月31日が土日の場合は営業日内)までに実績報告書の提出ができない場合、補助金の交付を受けられないことを理解しました。	
5	補助対象システムが太陽光発電設備(ZEHの場合も含む)であり、補助対象年度内に電力需給契約を締結することができない場合、補助金の交付を受けられないことを理解しました。	
6	申請者は、暴力団、暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者に該当しません。	
7	補助対象システムの設置場所(受給地点)は住居(店舗等との兼用を含む)です。既設の太陽光発電システム又はZEHに蓄電システム又はV2Hシステムを設置する場合、電力受給契約書に記載の受給地点と住民票又は登記簿謄本に記載の住所は同じ場所です。	
8	概要書に記入した補助対象システム設置予定場所と提出した契約書等に記載されたシステム設置場所は同じ場所です。また、システム設置場所に関する記載のない契約書等は、契約者の住所として記載してある場所にシステムの設置等を行います。	
9	補助金の申請にあたり、J-クレジット制度に基づく県が運営・管理する「かがわスマートグリーン・バンク(太陽光発電)」に入会することを理解しました(入会要件を満たす場合)。	

(注)この用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

5年度



令和	年	月	日
(発送日を記入)			

香川県知事 様

かがわスマートハウス促進事業補助金変更承認申請書

かがわスマートハウス促進事業補助金について次のとおり変更したいので、かがわスマートハウス促進事業補助金交付要綱第11条の規定により申請します。

1 補助事業者

住所	〒 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> - <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>												
	※ 個人の場合は住民票に記載された住所をお書きください。(集合住宅の場合は号室(棟)まで記入)												
氏名 <small>〔法人の場合は法人名並びに代表者の役職及び氏名〕</small>	※ 楷書ではっきりとご記入ください。 個人の場合は、 <u>住民票の表記のとおりお書きください。</u>												

(交付申請書と住所が異なる場合には、住所を変更した日付(届出日ではありません)を記入)

			年			月			日
--	--	--	---	--	--	---	--	--	---

に上記の住所に変更したので報告します。

2 交付決定番号

0	5	-				
---	---	---	--	--	--	--

3 交付決定日

(交付決定通知書に記載された日を記入)

令和			年			月			日
----	--	--	---	--	--	---	--	--	---

4 変更の内容

<input type="checkbox"/> ①補助金額の変更を伴う太陽光発電システムの公称最大出力又は蓄電システムの機種の変更
<input type="checkbox"/> ②太陽光発電システム又はZEHを申請し、交付決定を受けた後に、蓄電システム又はV2Hシステムを追加設置
<input type="checkbox"/> ③太陽光発電システム又はZEHと蓄電システム又はV2Hシステムの両方を申請し、そのいずれか一方のみを中止 ※中止する理由 ()
<input type="checkbox"/> ④ZEHを申請し、交付決定を受けた後に、加算額を変更する場合
<input type="checkbox"/> ⑤その他の場合 ()

※①又は②にチェックを入れた場合は、別紙の補助対象システム概要書を提出してください。

※蓄電システム又はV2Hシステムを追加設置する場合は、変更承認後まで当該システムの工事に着手することはできません。

(注)この用紙の大きさは日本産業規格A4とすること²¹

5 変更の内容（補助金申請額）

※千円未満切捨て

変 更 前	変 更 後
, 000 円	, 000 円

太陽光発電システム概要

変更後の内容を次のとおり報告します。

変更契約の有無	<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし ※変更ありの場合、変更契約書を提出ください		
太陽電池の公称最大出力	. kW（小数点2桁未満は切捨て）		
パワーコンディショナの台数	台 ※台数に応じて、下記の①～③を記載ください		
定格出力	① kW	② kW	③ kW
補助対象経費（税込）	円		

※太陽電池の補助金額は1kWあたり1.3万円となります（上限5万円）

変更の理由（該当する理由に○印）

- 申請時の太陽電池モジュールの枚数が設置できないことが判明したため
- 当初の計画ほどの発電能力は必要ないと考えたため
- 在庫切れ等の理由により別の太陽電池モジュールに変更する必要性が生じたため
- 設置のための資金が不足する見込みとなったため
- その他 （その他の場合の具体的理由）

蓄電システム概要

変更後の内容を次のとおり報告します。

変更契約の有無	<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし ※変更ありの場合、変更契約書を提出ください		
設置 機器	メーカー名		パッケージ型番
	蓄電容量	. kWh	
①設備費（パッケージ型番一式）			円
②その他経費			円
③小計（税抜）			円
④合計（税込）			円

※①設備費（パッケージ型番一式）の価格（税抜）の1/10が補助金額となります（上限10万円）

変更の理由（該当する理由に○印）

- 申請時の蓄電システムが設置できないことが判明したため
- 当初の計画ほどの蓄電能力は必要ないと考えたため
- 在庫切れ等の理由により別の蓄電システムに変更する必要性が生じたため
- 設置のための資金が不足する見込みとなったため

その他	(その他の場合の具体的理由)
-----	----------------

V 2 Hシステム概要

変更後の内容を次のとおり報告します。

変更契約の有無	<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし ※変更ありの場合、変更契約書を提出ください		
設置機器	メーカー名		型式
補助対象経費（税込）	円		

※定額 10 万円が補助金額となります(補助対象経費が 10 万円未満の場合は補助対象経費が補助額)

変更の理由（該当する理由に○印）

- 申請時のV 2 Hシステムが設置できないことが判明したため
- 当初の計画ほどの給電能力は必要ないと考えたため
- 在庫切れ等の理由により別のV 2 Hシステムに変更する必要性が生じたため
- 設置のための資金が不足する見込みとなったため

その他	(その他の場合の具体的理由)
-----	----------------

5年度

受付印

令和 年 月 日

(発送日を記入)

香川県知事 様

かがわスマートハウス促進事業補助金補助事業者の変更承認申請書

かがわスマートハウス促進事業補助金について次のとおり補助事業者を変更したいので、かがわスマートハウス促進事業補助金交付要綱第11条の2の規定により申請します。

1 申請者

住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
※ 個人の場合は住民票に記載された住所をお書きください。(集合住宅の場合号室(棟)まで記入)	
氏名 <small>(法人の場合は法人名並びに代表者の役職及び氏名)</small>	※ 楷書ではっきりとご記入ください。 個人の場合は、住民票の表記のとおりお書きください。

2 補助事業者(交付決定を受けた者)

住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
※ 個人の場合は住民票に記載された住所をお書きください。(集合住宅の場合号室(棟)まで記入)	
氏名 <small>(法人の場合は法人名並びに代表者の役職及び氏名)</small>	※ 楷書ではっきりとご記入ください。 個人の場合は住民票の表記と同じである必要があります。

3 交付決定番号

0	5	-	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
---	---	---	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

4 交付決定日

(交付決定通知書に記載された日を記入)

令和	<input type="text"/>	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	<input type="text"/>	日
----	----------------------	----------------------	---	----------------------	----------------------	---	----------------------	----------------------	---

5 対象システムの設置を予定する住所

補助事業者住所と同じ その他(下欄に記載)

住所	香川県
----	-----

6 変更の経緯・理由

--



5年度

令和	年	月	日
(発送日を記入)			

香川県知事 様

かがわスマートハウス促進事業補助金中止承認申請書

かがわスマートハウス促進事業補助金について、次のとおり補助事業を中止したいので、かがわスマートハウス促進事業補助金交付要綱第12条の規定により申請します。

1 補助事業者

住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
※ 個人の場合は住民票に記載された住所をお書きください。(集合住宅の場合は号室(棟)まで記入)	
氏名 <small>〔法人の場合は法人名並びに代表者の役職及び氏名〕</small>	※ 楷書ではっきりとご記入ください。 個人の場合は、 <u>住民票の表記のとおりお書きください。</u>

(交付申請書と住所が異なる場合には、住所を変更した日付(届出日ではありません)を記入)

<input type="text"/>	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	<input type="text"/>	日	に上記の住所に変更したので報告します。
----------------------	----------------------	---	----------------------	----------------------	---	----------------------	----------------------	---	---------------------

2 交付決定番号

0	5	-					
---	---	---	--	--	--	--	--

3 交付決定日

(交付決定通知書に記載された日を記入)

令和	<input type="text"/>	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	<input type="text"/>	月	<input type="text"/>	<input type="text"/>	日
----	----------------------	----------------------	---	----------------------	----------------------	---	----------------------	----------------------	---

4 中止の理由 (該当する理由に○印)

- 設置のための資金が不足する見込みとなったため
- 対象システムの設置費用が高いため
- 費用対効果でメリットがないと判断したため
- 工事に着工したが、工事完了が遅れるため
- 工事を将来に延期したため
- 対象システムの設置場所(住所)を変更することにしたため
- 構造的に対象システムの設置が不可能なことがわかったため

<input type="checkbox"/>	その他 (その他の場合の具体的理由)
--------------------------	--------------------

(注)この用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

5年度

香川県知事

様

かがわスマートハウス促進事業補助金実績報告書

香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）第4条及び第13条並びにかがわスマートハウス促進事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり報告します。

1. 補助事業者

※以下、該当する「□」に「✓」を記載ください

(1) 補助事業者	報告日	令和 年 月 日			※発送日を記載	
	郵便番号	〒 -				
	住所	※個人の場合は、住民票に記載された住所をお書きください。				
	名前	※個人の場合は、住民票の表記とおりに記載ください。				
	電話番号					
(2) 申請対象	交付決定番号	05-				
	補助金精算額	, 000円（千円未満切捨て）				
	(内訳)	太陽光発電システム	, 000円	ZEH	, 000円	
		蓄電システム	, 000円	V2Hシステム	, 000円	
	交付決定日		工事着工日			
	電力需給開始日		完了日			

※電力需給開始日の欄は、蓄電池のみ又はV2Hの申請のみ場合は不要です。

※完了日の欄は、電力需給開始日、領収書の日付、保証書の保証開始の日付等で、いずれか遅い日を記載ください。

2. 太陽光発電システム概要

補助対象システム 設備等の変更の有無	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり（変更承認申請済） <input type="checkbox"/> 変更あり（その他） ※「変更あり（その他）」の場合、下記の変更部分のみ記載					
変更後の内容	太陽電池の公称最大出力	. kW（小数点2桁未満切捨て）				
	パワーコンディショナの台数	台 ※台数に応じて、下記の①～③を記載ください				
	定格出力	① kW	② kW	③ kW		
	補助対象経費（税込）					

3. ZEH概要

(1) 補助対象システム

補助対象システムの変更の有無	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり ※変更ありの場合、下記へ記載ください。	
区分	金額	
①高断熱外皮		円
②空調設備		円
③給湯設備（燃料電池除く）		円
④換気設備		円
⑤再生可能エネルギー発電設備		円
合計		円

(2) 再生可能エネルギー発電設備概要

太陽光発電設備の変更の有無	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり ※変更ありの場合、下記へ変更欄のみ記載ください			
太陽電池の公称最大出力	. kW（小数点2桁未満は切捨て）			
パワコンの台数	台 ※台数に応じて、下記の①～③を記載ください			
定格出力	①	kW	②	kW
			③	kW

4. 蓄電システム概要

補助対象システム設備等の変更の有無	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり（変更承認申請済） <input type="checkbox"/> 変更あり（その他） ※変更あり（その他）の場合、下記へ変更欄のみ記載ください			
変更後の内容	メーカー名		パッケージ型番	
	蓄電容量	kWh		
	①設備費（パッケージ型番一式）			円
	②その他経費			円
	③小計（税抜）			円
④合計（税込）				円

※①設備費（パッケージ型番一式）の価格（税抜）の1/10が補助金額となります（上限10万円）

5. V2Hシステム概要

補助対象システム設備等の変更の有無	<input type="checkbox"/> 変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり（変更承認申請済） <input type="checkbox"/> 変更あり（その他） ※変更あり（その他）の場合、下記へ変更欄のみ記載ください		
変更後の内容	メーカー名		型式
	補助対象経費（税込）		円

6. 重要事項確認 ※必ず申請者本人が内容を確認し、同意した上で、全ての欄に「✓」

	重要事項	チェック欄
1	補助対象システムは、交付決定日の前に工事着工（建売の場合は建物引渡し）を行っていないことを確認しました。また、ZEHを含め、新たに太陽光発電システムを設置等を行った場合は、電力受給の開始を行っていないことを確認しました。	
2	交付額確定通知書は、補助事業者あてに送付されることを理解しました。	
3	補助事業者が補助対象システムの経費全額を支払い、対応する領収書すべてを添付したことを確認しました。	
4	電力受給契約書に記載の太陽光発電システムの設置場所（受給地点）は住居（店舗等との兼用を含む。）です。	
5	<p>太陽光発電システムの設置場所について、各書類に記載されている下記（１）～（３）はすべて同一の場所です。</p> <p>（１）補助金交付申請書に記入したシステムの設置場所 （２）電力受給契約書に記載の受給地点（設備住所） （３）住民票に記載の住所（別荘等の場合は、建物の登記簿謄本に記載の住所）</p> <p>【住所表記が一致しない場合】</p> <p>住所表記が一致しない場合、該当する理由をチェックしてください。</p> <p><input type="checkbox"/> 申請時に地番が確定していなく、設置場所に予定地番を記入していたため <input type="checkbox"/> 申請時に住居表示が確定していなく、設置場所に地番を記入していたため <input type="checkbox"/> その他 ※ 理由を記入してください</p> <p>蓄電システム又はV2Hシステムの設置場所については、住民票に記載の住所（別荘等の場合は、建物の登記簿謄本に記載の住所）と同一の場所です。</p>	

(注) この用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

5年度

補助金交付請求書

	十	万	千	百	十	円
請求金額				0	0	0

※アラビア数字で記載し、訂正しないでください。

10万円未満の場合、頭書に「¥」を付してください。

ただし、かがわスマートハウス促進事業補助金として

交付決定番号

0	5	-				
---	---	---	--	--	--	--

上記の金額を請求します。

令和 年 月 日

(発送日を記入(実績報告書と同日以降))

香川県知事 様

(請求者)

住所	〒 _____
フリガナ	
氏名	
連絡先	

(振込先)

(金融機関名)			(本・支店、営業所等名)			
預金種目	当座 <input type="checkbox"/>	普通 <input type="checkbox"/>	口座番号			
口座名義 (カタカナ)			※カタカナで記入してください。			

香川県知事 様

届出者 住所

氏名

財産毀損・滅失届出書

かがわスマートハウス促進事業補助金により取得した財産が次のとおり毀損・滅失したので、かがわスマートハウス促進事業補助金交付要綱第18条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 財産を取得した事業名 年度かがわスマートハウス促進事業

2 交付決定番号

		—				
--	--	---	--	--	--	--

3 財産取得年月日

			年			月			日
--	--	--	---	--	--	---	--	--	---

4 毀損・滅失の内容（状況）

--

5 毀損・滅失の時期 年 月 日

※ 毀損・滅失の状況が分かる現況写真その他参考となる資料を添付すること。

（注）この用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

任意様式

(注)この用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

年 月 日

香川県知事 様

かがわスマートハウス促進事業補助金
交付申請取消しについて

年 月 日

付けの下記申請の取消しをお願いします。

記1 申請者

住所	〒 <table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table> - <table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>								
氏名 <small>(法人の場合は 法人名並びに 代表者の 役職及び氏名)</small>	※ 個人の場合は住民票に記載された住所をお書きください。(集合住宅の場合号室(棟)まで記入) ※個人の場合は、住民票の表記のとおりお書きください。								

(交付申請書と住所が異なる場合には、住所を変更した日付(届出日ではありません)を記入)

に上記の住所に変更したので報告します。

		年		月		日
--	--	---	--	---	--	---

2 取消理由

--

※郵送(普通郵便で可)で提出してください(FAX不可)。

※回答は申請者あてに郵送します。

(注)この用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

申 立 書 (相 続)

故 にかかるとかがわスマートハウス促進事業補助金について、親族を代
表して、 が一切の責任をもって事業承継することについて異議が
ないことを申し立てます。

年 月 日 (記入した日)

親 族

補助事業者との続柄 ※自署してください。	氏 名 ※自署してください。	印 ※実印

5年度

手続代行者連絡票

令和5年度において初めて代行する際、**実務担当者ごと**の連絡先を届け出てください。

（初回のみ提出すること。**令和4年度以前に手続代行した場合にも届け出る必要**があります。）

住所	〒	—
会社名		
支店・営業所名		
担当部課係名		
実務担当者名		
電話番号(固定電話)	()	—
電話番号(携帯)	()	—
FAX番号	()	—
電子メールアドレス※ (代表アドレス)		@
電子メールアドレス※ (担当者アドレス)		@

※アルファベット、数字、記号等の判別が付くよう、はっきりとご記入ください。

※電子メールアドレスのない場合は「なし」とご記入ください。



名刺等の貼付により上記記入を省略できます。

（名刺等の記載に上記事項に関して記載もれのある場合は、上記に記載すること。）

上記事項の記載のある名刺等貼付欄

別表1 交付申請 提出書類チェックリスト【個人・個人事業主用】

受付年月日	令和 年 月 日
申請者氏名	

	必要書類内訳	チェック欄			
		太陽光	ZEH	蓄電池	V2H
1	交付申請書				
2	対象システムの工事請負契約書のコピー ※変更契約書の場合、当初の契約書も必要				
3	住民票の 原本 ※マイナンバーの記載が無いことを確認 ※子育て世帯又は若者夫婦世帯の場合、世帯全員分の住民票(続柄の記載有)が必要				
4	建物の平面図(複数世帯同居仕様の場合必要)				
5	県税の 完納証明書 ※住所が県外でも必要				
6	個人住民税の 完納証明書				
7	電力受給確認書 (コピー)				
	受給開始のお知らせ				
	電力受給契約のご案内				
8	かがわスマート・グリーンバンク入会届 ※蓄電池又はV2Hの申請の場合、太陽光の電力需給開始が、申請日から2年以内のみ必要				
9	住宅の建築工事が完了していることを証明する書類の写し (検査済証、建築台帳記載事項証明書、建物の登記簿謄本など)				
10	建物の登記簿謄本の原本 ※既設の建物にシステムを設置する場合で、住民票住所以外に設置の場合に必要(上記「9」で建物の登記簿謄本を提出済みの場合は不要。)				
11	個人事業主の場合のみ				
12	追加提出				
	消費税(地方消費税を含む)の納税証明書				
	事業申告書のコピー				
13	代行者連絡票 (R5年度の初回申請時のみ必要)				

…場合によっては不要

別表1-1をご必読のうえ
☑を付けた状態でご提出ください。

別表1-1【補助金交付申請書の必要添付書類リスト】【個人・個人事業主用】

※申請書及び添付書類は、上からチェックリストの順番に揃え、ご提出ください。

【個人・個人事業主用】 ●必須の書類 ○場合によっては不要な書類 (必ず備考欄を読むこと)

	提出書類	太陽光	ZEH	蓄電池	V2H	備考	参照頁
	提出書類チェックリスト ※ご提出いただく書類をご自身でも必ずご確認「☑」ください	●	●	●	●	別表 1	3 4
	交付申請書	●	●	●	●	様式第 1 号	1 7
①	工事請負契約書	●	●	●	●		3 6
②	住民票	●	●	●	●	ZEH において加算要件が「子育て世帯又は若者夫婦世帯」に該当する場合、 世帯全員分 の住民票(続柄の記載有)が必要	3 6
③	建物の平面図		○			ZEH において加算要件が「子育て世帯又は若者夫婦世帯」に該当せず、「複数世帯同居仕様」に該当する場合に必要	3 6
④	県税の完納証明書	●	●	●	●		3 6
⑤	個人住民税の完納証明書	●	●	●	●		3 6
⑥	電力受給契約確認書		○	○	○	交付申請時点で、既に太陽光を設置している場合必要	3 7
⑦	かがわスマートグリーン・バンク(太陽光発電)入会申込書	●	●	○	○	蓄電池又は V2H のみの申請で 2020 年度以前に太陽光発電システムを設置している場合など、入会の条件を満たさない場合は不要	3 7
⑧	住宅の建築工事が完了していることを証明する書類の写し(検査済証、建築台帳記載事項証明書、建物の登記簿謄本など)	●		○		既築住宅に対象システム(太陽光、蓄電池)を設置する場合に必要 ※蓄電池のみの申請でほかの提出書類で既築住宅であることが確認できる場合は不要	3 7
⑨	建物の登記簿謄本の原本(上記「⑧」で建物の登記簿謄本を提出済みの場合は不要)	○	○	○	○	既設の建物に補助対象システムを設置する場合で、住民票住所以外に設置の場合必要	3 7
⑩	消費税(地方消費税を含む)の納税証明書(その3)	○	○	○	○	個人事業主の場合に必要	3 7
⑪	事業申告書のコピー	○	○	○	○	個人事業主の場合に必要	3 7
⑫	その他必要となる書類	○	○	○	○	補助金の交付決定を行うため必要な書類を追加で求める場合は提出してください。	3 7

別表1-2【補助金交付申請書の必要添付書類について(個人・個人事業主用)】

※個人事業主…住民票上の住所以外のマンションやアパートに補助対象システムを設置する者

必要添付書類 ◆は、必要に応じて提出いただく書類
<p>①対象システムの工事請負契約書のコピー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として<u>お客様控えのコピー</u>を提出してください。 ・注文者は、<u>申請者本人</u>となります。(共有名義可。ただし、申請者本人が対象システム経費全額を支払うこと。) ・原則として<u>設置するシステムの購入が明確に確認できることが必要</u>です。 ・契約書の本文で対象システムの購入が確認できない場合は付属書類(内訳書、見積書等)を添付してください。 ・太陽光発電システムを設置する場合は、<u>設置する太陽電池の公称最大出力が契約書、付属書類、割付図等で確認できることが必要</u>です。 ・蓄電システムを設置する場合は、<u>設置するシステムが国の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業」の対象機器となっていること及び設備費用が契約書、付属書類等で確認できることが必要</u>です。 ・V2Hシステムを設置する場合は、<u>設置するシステムが一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されていること及び設備費用が契約書、付属書類等で確認できることが必要</u>です。 ・工事請負契約書の代わりとして、<u>注文書と注文請書(片方のみは不可)又は売買契約書</u>でも提出可能です。 ・<u>補助対象経費(2つのシステムを設置する場合はその合計金額)は契約金額と一致する必要があります</u>。 ・建売の売買契約書等(内訳書、見積書等も含む)で太陽光発電システム付住宅であることが確認できない場合は、立面図と屋根伏図の提出が併せて必要です。
<p>②住民票の原本</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>申請日から3ヶ月以内</u>に発行された現住所の住民票の原本を提出してください。 ・県外住所の場合は、前住所の記載のある住民票としてください。 ・<u>本籍地は不要</u>です。 ・<u>マイナンバーが記載されたものは受理できません</u>。 ・<u>ZEHの申請において加算要件が「子育て世帯又は若者夫婦世帯」に該当する場合、世帯全員分の住民票(続柄の記載有)が必要</u>です。
<p>③建物の平面図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ZEHの申請において加算要件が「子育て世帯又は若者夫婦世帯」に該当せず、「複数世帯同居仕様」に該当する場合に必要です。キッチン、浴室、トイレまたは玄関のうち、いずれか2つ以上が複数個所あることが分かるように平面図に印をつけてください。
<p>④県税の完納証明書(「県税に滞納がないこと」が記載されている納税証明書)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>申請日から3ヶ月以内</u>に発行された県税の完納証明書の原本を提出してください。 ・<u>申請者が県外在住者の場合でも必要</u>です。(発行されます。) ・香川県県税事務所又は各県民センター、中讃税務窓口センターで発行しています。78 ページの地図をご参照ください。) ・<u>証明手数料は1通につき400円(香川県証紙)です</u>。ただし、中讃税務窓口センターでは香川県証紙を販売していませんので、あらかじめ香川県証紙をご準備いただく必要があります。 ・その他証明書発行については香川県県税事務所又は各県民センター、中讃税務窓口センターにお問い合わせください。
<p>④ 個人住民税の完納証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、56、57 ページ(2枚1組)の証明願を市町の税務担当窓口へ提出し、発行(申請日から3ヶ月以内のもの)を受けてください。(これに代えて市町による様式にて証明する場合があります。) ・証明書発行の手数料及び代理請求される場合の委任状については請求先の市町にお問い合わせください。

・証明書が県内市町で発行できない場合や発行できても現住所と違う市町で発行される場合は、その理由が確認できる申請日から3ヶ月以内に発行された住民票又は戸籍の附票(複数回転居・転出の場合)をご提出いただく必要があります。

⑥電力受給契約確認書のコピー

- ・固定価格買取期間内の申請者は、四国電力管内については、「受給開始のお知らせ」又は「購入単価等に関するお知らせ」のいずれか1枚及び「電力受給契約のご案内」の計2枚、中国電力管内については、「電力受給契約のお知らせ」が必要となります。
- ・固定価格買取期間終了後の申請者は、買取期間終了後に締結した電力会社との電力受給契約書が必要となります。
(資料名等は変更される可能性があります。詳しくは各電力会社にお問い合わせください。)

⑦かがわスマートグリーン・バンク(太陽光発電)入会申込書

- ・かがわスマートグリーン・バンク(太陽光発電)会員規約をご確認いただき、入会届に必要な事項を記載した上で、提出ください。
- ・蓄電池又はV2Hの申請において、2020年度以前に太陽光発電システムを設置された場合は入会届の提出が不要です。

⑧既築住宅に太陽光発電システム、蓄電池を設置する場合は、補助対象システムを設置する住宅の建築工事が完了していることを証明する書類の写し

- ・検査済証、建築台帳記載事項証明書、建物の登記簿謄本など
- ・蓄電池のみの申請でほかの提出書類で既築住宅であることが確認できる場合は不要

⑨建物の登記簿謄本の原本(上記「⑧」で提出済みの場合は不要)

- ・集合住宅や別荘等で住民票に記載された住所以外の場所、及び集合住宅の共用部分に設置の場合は必要となります。
- ・申請日から3ヶ月以内に発行された登記簿謄本を提出してください。
- ・申請者の住所(住民票の住所)と登記簿謄本に記載のある申請者の住所は、一致していることが必要です。
- ・建物種類に「居宅」「共同住宅」「寄宿舍」「グループホーム」等住宅と確認できる記載があることが、交付決定の条件となります。
- ・固定資産台帳の写しやインターネット登記情報提供サービスによるものの代用は、認めておりません。

⑩消費税(地方消費税を含む)の納税証明書(その3)

- ・本社・本店所在地の税務署で、納税証明書(証明書の種類:その3、税目:消費税及び地方消費税)の発行(申請日から3ヶ月以内のもの)を受けてください。
- ・証明書発行の手数料及び代理請求される場合の委任状については請求先の税務署にお問い合わせください。

⑪事業申告書のコピー

- ・個人事業主(青色申告者・白色申告者)の場合は、提出してください。
 - ＊電灯契約者(電力受給契約予定者)名が個人事業登録している屋号の場合は、申請者と電灯契約者(電力受給契約予定者)が同一であることを証明するために必要です。
 - ＊青色申告者の場合、直近の会計年度に税務署に提出した「青色申告決算書」のコピーを提出してください。
 - ＊白色申告者の場合、直近の会計年度に税務署に提出した「収支内訳書」のコピーを提出してください。
 - ＊新たに事業を開始された方は、管轄の税務署に届け出た「個人事業の開廃業等届出書」のコピーを提出してください。

⑫その他必要となる書類

- ・補助金の交付決定を行うために必要な書類を追加で求める場合がありますので、その場合は提出してください。

別表2 交付申請 提出書類チェックリスト【法人・管理者用】

受付年月日	令和 年 月 日
申請者氏名	

	必要書類内訳	チェック欄			
		太陽光	ZEH	蓄電池	V2H
1	交付申請書				
2	対象システムの工事請負契約書のコピー ※変更契約書の場合、当初の契約書も必要				
3	県税の 完納証明書 ※住所が県外でも必要				
4	建物の登記簿謄本 ※店舗、事務所等との兼用を含む県内の住宅に対象システムを設置する場合に必要				
5	電力受給確認書 (コピー)				
	受給開始のお知らせ				
	電力受給契約のご案内				
6	住宅の建築工事が完了していることを証明する書類の写し（検査済証、建築台帳記載事項証明書、建物の登記簿謄本）※既築住宅の場合のみ必要 （上記「4」で建物の登記簿謄本を提出済みの場合は不要）				
7	会社謄本の原本				
8	消費税（地方消費税を含む）の納税証明書				
9	管理規約と管理者を選任したことが確認できる資料等				
10	個人住民税の 完納証明書 ※発送日から3ヶ月以内のものか確認				
11	代行者連絡票（R5年度の初回申請時のみ必要）				

…場合によっては不要

別表2-1をご必読のうえ
を付けた状態でご提出ください。

別表2-1【補助金交付申請書の必要添付書類リスト】【法人・管理者用】

※申請書及び添付書類は、上からチェックリストの順番に揃え、ご提出ください。

【法人・管理者用】 ●必須の書類 ○場合によっては不要な書類 (必ず備考欄を読むこと)

	提出書類	太陽光	ZEH	蓄電池	V2H	備考	参照頁
	提出書類チェックリスト ※ご提出いただく書類をご自身でも必ずご確認ください	●	●	●	●	別表2	38
	交付申請書	●	●	●	●	様式第1号	17
①	工事請負契約書	●	●	●	●		40
②	県税の完納証明書	●	●	●	●		40
③	建物の登記簿謄本	○	○	○	○	※店舗、事務所等との兼用を含む県内の住宅を対象システムを設置する場合に必要	40
④	電力受給契約確認書		○	○	○	交付申請時点で、既に太陽光を設置している場合に必要	40
⑤	住宅の建築工事が完了していることを証明する書類の写し（検査済証、建築台帳記載事項証明書、建物の登記簿謄本）※既築住宅の場合のみ必要（上記「③」で建物の登記簿謄本を提出済みの場合には不要）	●		○		既築住宅を対象システム（太陽光、蓄電池）を設置する場合に必要	41
⑥	会社謄本の原本	○	○	○	○	法人の場合に必要	41
⑦	消費税（地方消費税を含む）の納税証明書	○	○	○	○	法人の場合に必要	41
⑧	管理規約と管理者を選任したことが確認できる資料等	○	○	○	○	管理組合法人、区分所有法に規定する管理者の場合に必要	41
⑨	個人住民税の完納証明書	○	○	○	○	区分所有法に規定する管理者の場合に必要	41
⑩	その他必要となる書類	○	○	○	○	補助金の交付決定を行うために必要な書類を追加で求める場合は、提出してください。	41

別表2-2【補助金交付申請書の必要添付書類について(法人・管理者用)】

必要添付書類	◆は、必要に応じて提出いただく書類
①対象システムの工事請負契約書のコピー	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として<u>お客様控えのコピー</u>を提出してください。 ・注文者は、<u>申請者本人</u>となります。(共有名義可。ただし、申請者本人が対象システム経費全額を支払うこと。) ・原則として<u>設置するシステムの購入が明確に確認できることが必要</u>です。 ・契約書の本文で対象システムの購入が確認できない場合は付属書類(内訳書、見積書等)を添付してください。 ・太陽光発電システムを設置する場合は、<u>設置する太陽電池の公称最大出力が契約書、付属書類、割付図等で確認できることが必要</u>です。 ・蓄電システムを設置する場合は、<u>設置するシステムが国の「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業」の対象機器となっていること及び設備費用が契約書、付属書類等で確認できることが必要</u>です。 ・V2H システムを設置する場合は、<u>設置するシステムが一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されていること及び設備費用が契約書、付属書類等で確認できることが必要</u>です。 ・工事請負契約書の代わりとして、<u>注文書と注文請書(片方のみは不可)又は売買契約書</u>でも提出可能です。 ・<u>補助対象経費(2つのシステムを設置する場合はその合計金額)は契約金額と一致する必要があります</u>。 ・建売の売買契約書等(内訳書、見積書等も含む)で太陽光発電システム付住宅であることが確認できない場合は、立面図と屋根伏図の提出が併せて必要です。
②県税の完納証明書(「県税に滞納がないこと」が記載されている納税証明書)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>申請日から3ヶ月以内</u>に発行された県税の完納証明書の原本を提出してください。 ・<u>申請者が県外在住者の場合でも必要</u>です。(発行されません。) ・香川県県税事務所又は各県民センター、中讃税務窓口センターで発行しています。(78 ページの地図をご参照ください。) ・<u>証明手数料は1通につき400円(香川県証紙)です</u>。ただし、中讃税務窓口センターでは香川県証紙を販売していませんので、あらかじめ香川県証紙をご準備いただく必要があります。 ・その他証明書発行については香川県県税事務所又は各県民センター、中讃税務窓口センターにお問い合わせください。
③建物の登記簿謄本	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>申請日から3ヶ月以内</u>に発行された登記簿謄本を提出してください。 ・<u>建物種類に「居宅」「共同住宅」「寄宿舍」「グループホーム」等住宅と確認できる記載があること</u>が、交付決定の条件となります。 ・固定資産台帳の写しやインターネット登記情報提供サービスによるものの代用は、認めておりません。
④電力受給契約確認書のコピー	<ul style="list-style-type: none"> ・固定価格買取期間内の申請者は、<u>四国電力</u>管内については、「<u>受給開始のお知らせ</u>」又は「<u>購入単価等に関するお知らせ</u>」のいずれか1枚及び「<u>電力受給契約のご案内</u>」の計2枚、<u>中国電力</u>管内については、「<u>電力受給契約のお知らせ</u>」が必要となります。 ・固定価格買取期間終了後の申請者は、<u>買取期間終了後に締結した電力会社との電力受給契約書</u>が必要となります。

(資料名等の変更される可能性があります。詳しくは各電力会社にお問い合わせください。)

⑤既築住宅及び建売住宅に太陽光発電システムを設置する場合は、補助対象システムを設置する住宅の建築工事が完了していることを証明する書類の写し

・(検査済証、建築台帳記載事項証明書、建物の登記簿謄本)(上記「③」で提出済みの場合は不要)

⑥会社謄本の原本

・法人が申請を行う場合に、提出してください(現在事項証明書でも構いません)。

・申請日から3ヶ月以内に発行された会社謄本の原本を提出してください。

⑦消費税(地方消費税を含む)の納税証明書(その3)

・本社・本店所在地の税務署で、納税証明書(証明書の種類:その3、税目:消費税及び地方消費税)の発行(申請日から3ヶ月以内のもの)を受けてください。

・証明書発行の手数料及び代理請求される場合の委任状については請求先の税務署にお問い合わせください。

⑧管理規約と管理者を選任したことが確認できる資料と対象システム

設置議決時の議事録のコピー

・分譲集合住宅で、区分所有法に規定する管理者として申請する場合に必要。(管理規約は「区分所有等に関する法律」に基づき定められたものであること。)

・管理組合法人の場合は、上記書類の代わりに法人登記簿謄本(原本)と対象システム設置議決時の議事録のコピーを提出してください。

⑨個人住民税の完納証明書

・原則として、56、57ページ(2枚1組)の証明願を市町の税務担当窓口に出し、発行(申請日から3ヶ月以内のもの)を受けてください。(これに代えて市町による様式にて証明する場合があります。)

・証明書発行の手数料及び代理請求される場合の委任状については請求先の市町にお問い合わせください。

・証明書が県内市町で発行ができない場合や発行できても現住所と違う市町で発行される場合は、その理由が確認できる住民票又は戸籍の附票(複数回転居・転出の場合)をご提出いただく必要があります。


⑩その他必要となる書類

・補助金の交付決定を行うために必要な書類を追加で求める場合がありますので、その場合は提出してください。

別表3 実績報告書 提出書類チェックリスト【個人・事業主用】

受付年月日	令和 年 月 日
申請者氏名	

	必要書類内訳	チェック欄			
		太陽光	ZEH	蓄電池	V2H
1	実績報告書				
2	【交付決定時と住所が変更になった場合】 住民票の原本 ※マイナンバーの記載が無いことを確認				
3	領収書（コピー）				
4	電力受給確認書 （コピー）	受給開始のお知らせ （購入単価等に関するお知らせ）			
5		電力受給契約のご案内			
6	出力対比表 ※メーカーの発行でない場合、県様式の出力対比表が必要				
7	建物全体の写真 【倉庫や車庫等、連系点と別の場所に設置している場合】 連系点（屋内分電盤の設置場所）の住宅全体写真				
8	太陽電池モジュールの設置写真 【写真で太陽電池モジュールの枚数が確認できない場合・集合住宅の場合】システム（モジュール）配置図（割付図）				
9	パワーコンディショナの型式名と製造番号及び定格出力が確認できる資料 （写真、保証書のコピー、検査成績証のコピーのいずれか）				
10	BELS の評価書				
11	蓄電システムの設置写真（蓄電池本体で可）				
12	蓄電池本体の型式名と製造番号が確認できる資料 （写真、保証書のコピー、検査成績証のコピーのいずれか）				
13	蓄電システムの工事完了が確認できる書類 （保証開始日が記載された保証書のコピー等）				
14	V2H システムの設置写真				
15	V2H システムの型式名、製造番号が確認できる資料				
16	V2H システムの設置完了日を確認できる書類				
17	建物の登記簿謄本の写し				
18	管理規約と管理者を選任したことが確認できる資料等				

 …場合によっては不要

別表3-1をご必読のうえ
☑を付けた状態でご提出ください。

別表3-1 【補助金実績報告書の必要添付書類リスト】【個人・個人事業主用】

※報告書及び添付書類は、上からチェックリストの順番に揃え、ご提出ください。

【個人・個人事業主用】 ● 必須の書類 ○ 場合によっては不要な書類 (必ず備考欄を読むこと)

	提出書類	太陽光	ZEH	蓄電池	V2H	備考	参照
	提出書類チェックリスト ※ご提出いただく書類をご自身でも必ずご確認「 <input checked="" type="checkbox"/> 」ください	●	●	●	●	別表 3	4 2
	実績報告書	●	●	●	●	様式第 4 号	2 5
①	住民票	○	○	○	○	住所が、申請時や変更承認申請時に提出した ものから変更になった 場合に必要	4 5
②	領収書	●	●	●	●		4 5
③	電力受給契約確認書	●	●				4 5
④	出力対比表	●	●				4 5
⑤	建物全体写真	●	●	●	●		4 5
⑥	太陽電池モジュールの設置写真	●	●				4 6
⑦	システム配置図	○	○			写真でモジュールの枚 数が確認できない場合 及び集合住宅の場合に 必要	4 6
⑧	パワーコンディショナの型式名、 製造番号及び定格出力が確認 できる資料	●	●				4 6
⑨	BELS評価書		●				4 6
⑩	蓄電システムの設置写真			●			4 6
⑪	蓄電システムの型式名、製造番 号が確認できる資料			●			4 6
⑫	蓄電池の設置完了日を確認で きる書類			●			4 6
⑬	V2Hシステムの設置写真				●		4 6
⑭	V2Hシステムの型式名、製造番 号が確認できる資料				●		4 6
⑮	V2H システムの設置完了日を 確認できる書類				●		4 7
⑯	建物の登記簿謄本の写し		○	○	○	新設の建物に補助対象 システムを設置する場 合で、住民票住所以外 に設置の場合に必要	4 7

⑰	工事請負変更契約書	○	○	○	○	補助対象システムが申請時や変更承認申請時に提出したものから変更となり、変更契約書を締結した場合に必要	47
⑱	その他必要となる書類	○	○	○	○	補助金の額の確定を行うために必要な書類を追加で求める場合、提出してください。	47

別表3-2【補助金実績報告書の必要添付書類について(個人・個人事業主用)】

※個人事業主…住民票上の住所以外のマンションやアパートに補助対象システムを設置する者

必要添付書類 ◆は、必要に応じて提出いただく書類

※「補助事業者」とは、この補助金の申請者本人のことを指します。

◆①住民票の原本

- ・住所が、補助金交付申請時や補助金変更承認申請時に提出した住所から変更になった場合は、現住所の住民票の原本を提出してください。
- ・本人の情報のみで構いません。本籍地は不要です。
- ・マイナンバーが記載されたものは受理できません。

②領収書のコピー

- ・対象システムに関する金額が全て含まれるものを提出してください。
- ・領収書の名義は、申請者本人となります。(共有名義可。ただし、申請者本人が対象システム経費全額を支払うこと。)
- ・発行者の印、及び収入印紙を貼付の上、消印を行ってください。
- ・補助対象経費(両方のシステムを設置する場合はその合計金額)は領収書の金額と一致する必要があります。
- ・領収書の大きさがA4サイズ以下の場合、A4サイズの紙に貼ったものかそのコピーを提出してください。
- ・対象システムを「立替払」で購入の場合は専用の領収書見本(60ページの設置費に関する領収書見本)がありますので、それを基に作成の上、コピーを2部用意してください。
- ・振込による支払の場合も、必ず領収書を提出してください。振込依頼書の控え等は、領収書の代わりにはなりません。
- ・割賦による支払(ローン)や立替払(クレジット)等の利用の場合も、必ず領収書を提出してください。ローンの申込用紙、支払明細書等は、領収書の代わりにはなりません。

③電力受給契約確認書のコピー

- ・四国電力管内については、「受給開始のお知らせ」又は「購入単価等に関するお知らせ」のいずれか1枚及び「電力受給契約のご案内」の計2枚が必要となります。
- ・中国電力管内については、「電力受給契約のお知らせ」が必要となります。
(資料名等は変更される可能性があります。詳しくは各電力会社にお問い合わせください。)
- ・電力受給開始日が交付決定日以降になっている必要があります。

④出力対比表

- ・原則としてメーカー発行のものを提出してください。

○発行の無いメーカーの場合

- ・県の定めた書式例(57ページ参照)と製造番号票等のコピーの提出が必要です。書式例に沿って、型式ごとに1枚ずつ作成してください。
- ・1枚目には測定出力の合計値等を記載し、作成者の会社名/支店・営業所名をしてください。
- ・製造番号票等(型式名、製造番号、測定出力値の記載がある製品同梱のもの)のコピーは、所定欄に直接貼付するか、別紙として添付してください。別紙とする場合はコピー1枚毎に補助事業者名を記載してください。
 - ＊特に施工時等に製造番号票等の紛失が無いようご注意ください。証明できない場合、補助金の交付ができなくなることがあります。
 - ＊製造番号票をコピーする場合は、すべての製造番号・出力値が写っていること。(製造番号票については、原本を提出していただく必要はありません)

<p>⑤補助対象システムを設置した建物全体写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象システムを設置した建物の全体が分かるもの。 ・倉庫等の連系点と別の建物に設置した場合、<u>連系点が住居であることの確認できる建物全体写真</u>も必要です。
<p>⑥太陽電池モジュールの設置写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として設置した<u>太陽電池モジュールの枚数が確認できるもの</u>(屋根面ごとに必要)。 ・写真は複数枚にわたっても可としますが、写真を分割する場合には、互いの写真の位置関係が分かるようにしてください。 ・<u>すべての太陽電池モジュールの枚数が確認可能な写真が撮影できない場合は</u>、写真に加え、<u>補足資料としてシステム配置図</u>を提出してください(<u>一部分でもモジュール面が写っている写真は必須</u>)。 ・集合住宅(各戸連系)の場合は、各戸のシステムが分かるように写真に記載の上、システム配置図を提出してください。
<p>◆ ⑦システム(モジュール)配置図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・⑥の設置写真で太陽電池モジュールの枚数が確認できない場合、⑥と併せて提出してください。 ・集合住宅に設置の場合は必須。 *系統が分かるように明示したものを提出してください。
<p>⑧パワーコンディショナの型式名、製造番号及び定格出力が確認できる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>型式名、製造番号及び定格出力が1枚に収まり明確に読み取れる銘板の写真、製品の保証書のコピー、検査成績証のコピーのいずれか</u>を提出してください。(検査成績証は出荷時にメーカーが発行するものであること)
<p>⑨建築物第7条に基づく省エネ性能表示評価書の写し(BELS等、第三者認証を受けたもの)</p>
<p>⑩蓄電システムの設置写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蓄電システムの設置状態が分かるカラー写真
<p>⑪蓄電システムの型式名、製造番号が確認できる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>型式名、製造番号が1枚に収まり明確に読み取れる銘板の写真、製品の保証書のコピー、検査成績証のコピーのいずれか</u>を提出してください。(検査成績証は出荷時にメーカーが発行するものであること)
<p>⑫蓄電池の設置完了日を確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の保証開始日が記載された製品保証書のコピー、蓄電池追加における電力受給契約書のコピーのいずれかを添付ください。 ・上記書類の発行が困難な場合、工事完了報告書等、設置完了日を確認できる書類を添付ください。
<p>⑬V2Hシステムの設置写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・V2Hシステムの設置状態が分かるカラー写真
<p>⑭V2Hシステムの型式名、製造番号が確認できる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>型式名、製造番号が1枚に収まり明確に読み取れる銘板の写真、製品の保証書のコピー、検査成績証のコピーのいずれか</u>を提出してください。(検査成績証は出荷時にメーカーが発行するものであること)
<p>⑮V2Hシステムの設置完了日を確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の保証開始日が記載された製品保証書のコピー、V2H追加における電力受給契約書のコピーのいずれかを添付ください。 ・上記書類の発行が困難な場合、工事完了報告書等、設置完了日を確認できる書類を添付ください。

⑩建物の登記簿謄本の写し

- ・申請日から3ヶ月以内に発行された登記簿謄本の写しを提出してください。
- ・建物種類に「居宅」「共同住宅」「寄宿舍」「グループホーム」等住宅と確認できる記載があることが、交付決定の条件となります。
- ・固定資産台帳の写しやインターネット登記情報提供サービスによるものの代用は、認めておりません。

⑪対象システムの工事請負契約書(変更)のコピー

- ・原則としてお客様控えのコピーを提出してください。
- ・注文者は、申請者本人である法人となります。(建物を含む契約書の場合は、共有名義可)
- ・原則として設置する太陽光発電システムの購入が明確に確認できることが必要です。
 - * 契約書の本文で対象システムの購入が確認できない場合は付属書類(内訳書、見積書等)を添付してください。
 - * 建売の売買契約書等(内訳書、見積書等も含む)で太陽光発電システム付住宅であることが確認できない場合は、立面図と屋根伏図の提出が併せて必要です。
 - * 工事請負契約書の代わりとして、売買契約書又は注文書と注文請書(片方のみは不可)でも提出可能です。

◆⑫その他必要となる書類

- ・補助金の額の確定を行うために必要な書類を追加で求める場合がありますので、その場合は提出してください。

別表4 実績報告書 提出書類チェックリスト【法人・管理者用】

受付年月日	令和 年 月 日
申請者氏名	

	必要書類内訳	チェック欄			
		太陽光	ZEH	蓄電池	V2H
1	実績報告書				
2	建物の登記簿謄本				
3	領収書（コピー）				
4	電力受給確認書 （コピー）	受給開始のお知らせ （購入単価等に関するお知らせ）			
5		電力受給契約のご案内			
6	出力対比表 ※メーカーの発行でない場合、県様式の出力対比表が必要				
7	建物全体の写真 【倉庫や車庫等、連系点と別の場所に設置している場合】 連系点（屋内分電盤の設置場所）の住宅全体写真				
8	太陽電池モジュールの設置写真 【写真で太陽電池モジュールの枚数が確認できない場合・集合住宅の場合】システム（モジュール）配置図（割付図）				
9	パワーコンディショナの型式名と製造番号及び定格出力が確認できる資料 （写真、保証書のコピー、検査成績証のコピーのいずれか）				
10	BELS の評価書				
11	蓄電システムの設置写真（蓄電池本体で可）				
12	蓄電池本体の型式名と製造番号が確認できる資料 （写真、保証書のコピー、検査成績証のコピーのいずれか）				
13	蓄電システムの工事完了が確認できる書類 （保証開始日が記載された保証書のコピー等）				
14	V2H システムの設置写真				
15	V2H システムの型式名、製造番号が確認できる資料				
16	V2H システムの設置完了日を確認できる書類				
17	工事請負変更契約書				
18	管理規約と管理者を選任したことが確認できる資料等				

 …場合によっては不要

別表4-1をご必読のうえ
を付けた状態でご提出ください。

別表4-1【補助金実績報告書の必要添付書類リスト】【法人・管理者用】

※報告書及び添付書類は、上からチェックリストの順番に揃え、ご提出ください。

【法人・管理者用】 ●必須の書類 ○場合によっては不要な書類(必ず備考欄を読むこと)

	提出書類	太陽光	ZEH	蓄電池	V2H	備考	参照
	提出書類チェックリスト	●	●	●	●	別表4	48
	実績報告書	●	●	●	●	様式第4号	25
①	建物の登記簿謄本	○	○	○	○	新築の場合に必要	51
②	領収書	●	●	●	●		51
③	電力受給契約確認書	●	●				51
④	出力対比表	●	●				51
⑤	建物全体写真	●	●	●	●		52
⑥	太陽電池モジュールの設置写真	●	●				52
⑦	システム配置図	○	○			写真で太陽電池モジュールの枚数が確認できない場合及び集合住宅の場合に必要	52
⑧	パワーコンディショナの型式名、製造番号及び定格出力が確認できる資料	●	●				52
⑨	BELS の評価書		●				52
⑩	蓄電システムの設置写真			●			52
⑪	蓄電システムの型式名、製造番号が確認できる資料			●			52
⑫	蓄電池の設置完了日を確認できる書類			●			52
⑬	V2Hシステムの設置写真				●		52
⑭	V2Hシステムの型式名、製造番号が確認できる資料				●		52
⑮	V2Hシステムの設置完了日を確認できる書類				●		53
⑯	工事請負契約書(変更)	○	○	○	○	対象システムが申請時や変更承認申請時に提出したのから変更となり、変更契約書を締結した場合に必要	53
⑰	管理規約と管理者を選任したことが確認できる資料等	○	○	○	○	管理組合法人、区分所有法に規定する管	53

						理者の場合に必要	
⑱	その他必要となる書類	○	○	○	○	補助金の額の確定を行うために必要な書類を追加で求める場合、提出してください。	53

別表4-2【補助金実績報告書の必要添付書類について(法人・管理者用)】

必要添付書類 ◆は、必要に応じて提出いただく書類

※「補助事業者」とは、この補助金の申請者本人のことを指します。

①建物の登記簿謄本の写し

- ・申請日から3ヶ月以内に発行された登記簿謄本の写しを提出してください。
- ・建物種類に「居宅」「共同住宅」「寄宿舍」「グループホーム」等住宅と確認できる記載があることが、交付決定の条件となります。
- ・固定資産台帳の写しやインターネット登記情報提供サービスによるものの代用は、認めておりません。

②領収書のコピー

- ・対象システムに関する金額が全て含まれるものを提出してください。
- ・領収書の名義は、申請者本人となります。(共有名義可。ただし、申請者本人が対象システム経費全額を支払うこと。)
- ・発行者の印、及び収入印紙を貼付の上、消印を行ってください。
- ・補助対象経費(両方のシステムを設置する場合はその合計金額)は領収書の金額と一致する必要があります。
- ・領収書の大きさがA4サイズ以下の場合、A4サイズの紙に貼ったものかそのコピーを提出してください。
- ・対象システムを「立替払」で購入の場合は専用の領収書見本(60ページの設置費に関する領収書見本)がありますので、それを基に作成の上、コピーを2部用意してください。
- ・振込による支払の場合も、必ず領収書を提出してください。振込依頼書の控え等は、領収書の代わりにはなりません。
- ・割賦による支払(ローン)や立替払(クレジット)等の利用の場合も、必ず領収書を提出してください。ローンの申込用紙、支払明細書等は、領収書の代わりにはなりません。

③電力受給契約確認書のコピー

- ・四国電力管内については、「受給開始のお知らせ」又は「購入単価等に関するお知らせ」のいずれか1枚及び「電力受給契約のご案内」の計2枚が必要となります。
- ・中国電力管内については、「電力受給契約のお知らせ」が必要となります。
(資料名等に変更される可能性があります。詳しくは各電力会社にお問い合わせください。)
- ・電力受給開始日が交付決定日以降になっている必要があります。

④出力対比表

- ・原則としてメーカー発行のものを提出してください。
- 発行の無いメーカーの場合
- ・県の定めた書式例(57ページ参照)と製造番号票等のコピーの提出が必要です。書式例に沿って、型式ごとに1枚ずつ作成してください。
- ・1枚目には測定出力の合計値等を記載し、作成者の会社名/支店・営業所名を記入してください。
- ・製造番号票等(型式名、製造番号、測定出力値の記載がある製品同梱のもの)のコピーは、所定欄に直接貼付するか、別紙として添付してください。別紙とする場合はコピー1枚毎に補助事業者名を記載してください。
 - *特に施工時等に製造番号票等の紛失が無いようご注意ください。証明できない場合、補助金の交付ができなくなることがあります。
 - *製造番号票をコピーする場合は、すべての製造番号・出力値が写っていること。(製造番号票については、原本を提出していただく必要はありません)

<p>⑤補助対象システムを設置した建物全体写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象システムを設置した建物の全体が分かるもの。 ・倉庫等の連系点と別の建物に設置した場合、<u>連系点が住居であることの確認できる建物全体写真</u>も必要です。
<p>⑥太陽電池モジュールの設置写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として設置した<u>太陽電池モジュールの枚数が確認できるもの</u>(屋根面ごとに必要)。 ・写真は複数枚にわたっても可としますが、写真を分割する場合には、互いの写真の位置関係が分かるようにしてください。 ・<u>すべての太陽電池モジュールの枚数が確認可能な写真が撮影できない場合は、写真に加え、補足資料としてシステム配置図</u>を提出してください(<u>一部分でもモジュール面が写っている写真は必須</u>)。 ・集合住宅(各戸連系)の場合は、各戸のシステムが分かるように写真に記載の上、システム配置図を提出してください。
<p>◆ ⑦システム(モジュール)配置図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・⑥の設置写真で太陽電池モジュールの枚数が確認できない場合、設置写真と併せて提出してください。 ・集合住宅に設置の場合は必須。 *系統が分かるように明示したものを提出してください。
<p>⑧パワーコンディショナの型式名、製造番号及び定格出力が確認できる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>型式名、製造番号及び定格出力が 1 枚に収まり明確に読み取れる銘板の写真、製品の保証書のコピー、検査成績証のコピーのいずれか</u>を提出してください。(検査成績証は出荷時にメーカーが発行するものであること)
<p>⑨建築物第7条に基づく省エネ性能表示評価書の写し(BELS等、第三者認証を受けたもの)</p>
<p>⑩蓄電システムの設置写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蓄電システムの設置状態が分かるカラー写真
<p>⑪蓄電システムの型式名、製造番号及び定格出力が確認できる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>型式名、製造番号及び定格出力が 1 枚に収まり明確に読み取れる銘板の写真、製品の保証書のコピー、検査成績証のコピーのいずれか</u>を提出してください。(検査成績証は出荷時にメーカーが発行するものであること)
<p>⑫蓄電池の設置完了日を確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の保証開始日が記載された製品保証書のコピー、蓄電池追加における電力受給契約書のコピーのいずれかを添付ください。 ・上記書類の発行が困難な場合、工事完了報告書等、設置完了日を確認できる書類を添付ください。
<p>⑬V2Hシステムの設置写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・V2Hシステムの設置状態が分かるカラー写真
<p>⑭V2Hシステムの型式名、製造番号が確認できる資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>型式名、製造番号が 1 枚に収まり明確に読み取れる銘板の写真、製品の保証書のコピー、検査成績証のコピーのいずれか</u>を提出してください。(検査成績証はメーカーが発行するものであること)
<p>⑮V2Hシステムの設置完了日を確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品の保証開始日が記載された製品保証書のコピー、V2H追加における電力受給契約書のコピーのいずれかを添付ください。 ・上記書類の発行が困難な場合、工事完了報告書等、設置完了日を確認できる書類を添付ください

⑩対象システムの工事請負契約書(変更)のコピー

- ・原則としてお客様控えのコピーを提出してください。
 - ・注文者は、申請者本人である法人となります。(建物を含む契約書の場合は、共有名義可)
 - ・原則として設置する太陽光発電システムの購入が明確に確認できることが必要です。
 - * 契約書の本文で対象システムの購入が確認できない場合は付属書類(内訳書、見積書等)を添付してください。
 - * 建売の売買契約書等(内訳書、見積書等も含む)で太陽光発電システム付住宅であることが確認できない場合は、立面図と屋根伏図の提出が併せて必要です。
- * 工事請負契約書の代わりとして、売買契約書又は注文書と注文請書(片方のみは不可)でも提出可能です。

⑪実績報告時に報告を行う「区分所有法に規定する管理者」を選任したことが確認できる資料

- ・分譲の集合住宅で区分所有法に規定された管理者が、新たに選任されたことが確認できる議事録等の資料。

⑫ その他必要となる書類

- ・補助金の額の確定を行うために必要な書類を追加で求める場合がありますので、その場合は提出してください。

納 税 証 明 書 交 付 請 求 書

香 川 県 県 税 事 務 所 長 殿

次のとおり納税証明書の交付を請求します。

年 月 日

窓 口 に 来 た 人 <small>(納税者又は受任者)</small>	住 所	
	刀か ^ナ 氏 名	(生年月日 年 月 日) (電話番号 ())
納 税 者 <small>(委任者)</small>	委 任 状	この納税証明書の交付請求及び受領に関する行為を上記の者に委任します。
	住 所 (本社所在地)	
	刀か ^ナ 氏 名	※法人の場合は、法人代表者の実印(登記印)を押印 (生年月日 年 月 日) (電話番号 ())
	(法人名称及び代表者職・氏名)	

○該当する□にレ印をつけてください。(複数可)

使用目的	証明書の種類	請求部数
<input type="checkbox"/> 香川県入札参加資格審査申請	<input checked="" type="checkbox"/> すべての県税に滞納がない旨の証明(完納証明書) ※個人の県民税及び地方消費税を除く。	部
<input type="checkbox"/> 入札参加資格審査申請(香川県以外)		部
<input type="checkbox"/> 金融機関提出	<input type="checkbox"/> 法人県民税・法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税	部
<input checked="" type="checkbox"/> 県の行う補助・融資等の申請	(事業年度 年 月 日 ~ 年 月 日)	部
<input type="checkbox"/> 県営住宅入居申請	(事業年度 年 月 日 ~ 年 月 日)	部
<input type="checkbox"/> 決算変更届	(事業年度 年 月 日 ~ 年 月 日)	部
<input type="checkbox"/> 建設業許可申請・変更届	<input type="checkbox"/> 個人事業税(所得年 年)	部
<input type="checkbox"/> 酒類販売業免許申請	→ <input type="checkbox"/> 県税に未納がないこと及び過去2年以内に滞納処分を受けていないこと	部
<input type="checkbox"/> 公益法人に関するもの	→ <input type="checkbox"/> 過去3年以内に滞納処分を受けていないこと	部
<input type="checkbox"/> NPO法人に関するもの	→ <input type="checkbox"/> 過去3年以内に滞納処分を受けていないこと及び過去3年以内に 重加算金を課されたことがないこと	部
<input type="checkbox"/> その他 []	<input type="checkbox"/> その他 []	部
請 求 部 数 合 計		部

見 本

納税証明書交付請求書は、県税の完納証明書の発行窓口にあります。
また、県ホームページからもダウンロードできます。

氏 名			第	号
本 人 確 認	1 枚 書 類	複 数 書 類 ①	複 数 書 類 ② ※②のみ2枚では不可	
	運転免許証 在留カード 行政書士証票 上記以外の官公署発行の身分証(顔写真付き) []	マイナンバーカード パスポート 身体障害者手帳 各種保険証() 介護保険被保険者証 共済組合員証 年金手帳 その他 []	法人が発行した身分証明書(顔写真付き) 行政書士補助者証 納税通知書・領収証書 公共料金の領収書 その他 []	

令和 年 月 日

市（町）長 殿

申請者 住所（所在）
氏名（名称）

⑩

証 明 願

かがわスマートハウス促進事業補助金交付申請のため、個人住民税について、滞納がないことを証明願います。

第 号

上記の者には、 年 月 日までに納期限の到来している個人住民税について、滞納がないことを証明します。

令和 年 月 日

市（町）長

<備考>

1. 賦課期日（1月1日）現在の申請者の住民登録地の市町にて証明を受けてください。
2. この証明書様式を、窓口にて2部（市町保管用、本人交付用）持参してください。
3. この内容の証明を、市町による様式にて証明する場合があります。
4. 代理人が申請する場合は、委任状が必要です。
5. 証明を受けるには、市町所定の手数料が必要です。

市（町）長 殿

申請者 住所（所在）
氏名（名称）

印

証 明 願

かがわスマートハウス促進事業補助金交付申請のため、個人住民税について、滞納がないことを証明願います。

第 号

上記の者には、 年 月 日までに納期限の到来している個人住民税について、滞納がないことを証明します。

令和 年 月 日

市（町）長

<備考>

1. 賦課期日（1月1日）現在の申請者の住民登録地の市町にて証明を受けてください。
2. この証明書様式を、窓口にて2部（市町保管用、本人交付用）持参してください。
3. この内容の証明を、市町による様式にて証明する場合があります。
4. 代理人が申請する場合は、委任状が必要です。
5. 証明を受けるには、市町所定の手数料が必要です。

出力対比表 <書式例>

令和 年 月 日

(別添) 太陽電池モジュールの製造番号及び出力特性

※何種類か型式が混在する場合は、型式別に用紙を変えて添付してください。

頁

補助事業者名		作成者 ※補助事業者が申請の場合は記入不要	
販売者名 ※		会社名/支店・営業所名	
製造メーカー名			

※「販売者名」には、対象システムの販売店名(領収書の発行元)を記入してください。

太陽電池モジュール型式名							
太陽電池モジュール1枚当たりの公称最大出力(W)	.		W	太陽電池モジュールの枚数(枚)			枚
太陽電池モジュールすべての公称最大出力の合計値(W)	.		W	太陽電池モジュールすべての測定出力の合計値(W)		.	W

製造番号票のコピーの貼付欄

上記に記入した太陽電池モジュールの型式の、製造番号票のコピーをこちらに貼付してください。

- * 太陽電池モジュールに同梱されている製造番号票をコピーしてください。
- * コピーする製造番号票には、型式名、製造番号、測定出力値の記載があること。

※製造番号票のコピーをこちらに貼付できない場合、別紙として添付してください。
その場合はコピー1枚ごとに「補助事業者(申請者)名」を必ず記入してください。

※ 2 ページ目以降は、こちらの様式をご利用ください。

出力対比表 <書式例>

(別添) 太陽電池モジュールの製造番号及び出力特性

令和 年 月 日

※何種類か型式が混在する場合は、型式別に用紙を変えて添付してください。

／ 頁

補助事業者名	
販売者名 ※	
製造メーカー名	

※「販売者名」には、対象システムの販売店名(領収書の発行元)を記入してください。

太陽電池モジュール型式名				
太陽電池モジュール1枚当たりの公称最大出力(W)	.	W	太陽電池モジュールの枚数(枚)	枚

製造番号票のコピーの貼付欄

上記に記入した太陽電池モジュールの型式の、製造番号票のコピーをこちらに貼付してください。

- * 太陽電池モジュールに同梱されている製造番号票をコピーしてください。
- * コピーする製造番号票には、型式名、製造番号、測定出力値の記載があること。

※製造番号票のコピーをこちらに貼付できない場合、別紙として添付してください。
その場合はコピー1枚ごとに「補助事業者(申請者)名」を必ず記入してください。

出力対比表 <書式例>

(別添) 太陽電池モジュールの製造番号及び出力特性

令和5年 11月25日

※何種類か型式が混在する場合は、型式別に用紙を変えて添付してください。

1 / 1 頁

補助事業者名	香川 高太郎	作成者 ※補助事業者が申請の場合は記入不要
販売者名 ※	×××株式会社	
製造メーカー名	ABC 電機 (「株式会社」の記入は不要)	
		会社名/支店・営業所名

※「販売者名」には、対象システムの販売店名(領収書の発行元)を記入してください。

太陽電池モジュール型式名	Q D 1 2 5 A - 0 4						
太陽電池モジュール1枚当たりの公称最大出力(W)	125	.	0	W	太陽電池モジュールの枚数(枚)	33	枚
太陽電池モジュールすべての公称最大出力の合計値(W)	4,125	.	0	W	太陽電池モジュールすべての測定出力の合計値(W)	4,211	. 34 W

製造番号票のコピーの貼付欄

上記に記入した太陽電池モジュールの型式の、製造番号票のコピーをこちらに貼付してください。

- * 太陽電池モジュールに同梱されている製造番号票をコピーしてください。
- * コピーする製造番号票には、型式名、製造番号、測定出力値の記載があること。

※製造番号票のコピーをこちらに貼付できない場合、別紙として添付してください。
その場合はコピー1枚ごとに「補助事業者(申請者)名」を必ず記入してください。

設置費に関する領収書見本

〇〇〇〇（顧客） 御中

年 月 日

太陽光発電（ZEH、蓄電池、V2H）システムに関する代金領収書

収入
印紙

香川県〇〇市〇〇町1-1-1
 〇〇ソーラー販売株式会社 〇〇営業所
 営業所長 太 陽 光 男 印

次の顧客の太陽光発電（ZEH、蓄電池、V2H）の設置に関し、下記内容で代金を受領いたしました。なお、本書は顧客のクレジット返済金の受領を証するものではありません。

また、受領した代金に相当する太陽光発電（ZEH、蓄電池、V2H）の所有権を、契約書等に関わらず、次の顧客に移転したことを確認しました。

顧 客	氏 名	
	住 所	
	設置場所	自宅住所に同じ

	費 目	金 額	入 金 (受 領) 日
受 領 金 額	現 金	金 円	令和 年 月 日
	クレジット (クレジット会社名：)	金 円	令和 年 月 日
	その他 ()	金 円	令和 年 月 日
	合 計	金 円	

かがわスマートハウス促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 かがわスマートハウス促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号で定めるところによる。

(1) 住宅

家屋であって、ア及びイに掲げる要件を満たすものとする。

ア 現に住居として使用されるもの又は住居として使用される予定のもの（店舗、事務所等と兼用のものを含む。）であること。

イ 当該家屋の所有者が補助事業を行う者でない場合にあつては、当該所有者から書面による設置又は増設（以下「設置等」という。）の承諾を受けたものであること。

(2) 新築住宅

住宅のうち、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に規定する新築住宅に該当するもの（新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことの無いもの（建設工事の完了の日から起算して一年を経過したものを除く。）をいう。）

(3) 既築住宅

住宅のうち、第2条第2号に規定する新築住宅に該当しないもの。

(4) Z E H

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。

(5) B E L S

「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）」に基づく第三者認証の一つである「建築物省エネルギー性能表示制度」

(6) 子育て世帯

令和5年4月1日時点で18歳未満の子を有する世帯。

(7) 若者夫婦世帯

令和5年4月1日時点で夫婦のいずれかが39歳以下である世帯。

(8) 複数世帯同居仕様

調理室（キッチン）、浴室、トイレまたは玄関のうちいずれか2つ以上が複数個所ある住宅

(補助金交付の対象)

第3条 知事は、住宅用太陽光発電システムやZ E H等の一層の普及促進及び有効活用を図ることにより、温室効果ガスの排出の量の削減のため、次条第1号に規定する補助事業に要する費用の一部について、同条に規定する補助事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 県内の住宅において、補助事業（新たに次条第1項に規定する補助対象システムの設置（設置された建売住宅の購入を含む。以下同じ。）を行うこと、又は既存の同項第1号に規定する発電システム若しくは第3号に規定する蓄電システムを増設することをいう。以下同じ。）を行う個人（個人事業主を含む。以下同じ。）、法人又は建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第25条第1項に規定する管理者（以下「区分所有法に規定する管理者」という。）であること。

(2) 県税を滞納していない者であること。

(3) 県が運営管理するJークレジット制度に基づき県が運営、管理する「かがわスマートグリーン・バンク（太陽光発電）」に入会すること、又はしていること。ただし、「かがわスマートグリーン・バンク（太陽光発電）」会員規約第4条（1）及び（5）の入会資格を満たさないものについては、その限りではない。

(補助対象システム及び補助金の額等)

第5条 補助対象システムは、次の各号に掲げる区分に応じた設備（附帯設備を含む）であって、別表1に定める要件を満たすものとする。

(1) 住宅用太陽光発電システム（以下「発電システム」という。）

住宅に設置された太陽光を電気に変換する設備

(2) ZEHを構成する設備（以下「ZEH設備」という）

ZEHを構成する設備のうち、高断熱外皮、空調設備、給湯設備（燃料電池を除く）、換気設備及び再生可能エネルギー発電設備

(3) 住宅用蓄電システム（以下「蓄電システム」という。）

電力を繰り返し蓄え、必要に応じて電気を住宅に電気を供給できる設備

(4) 住宅用V2Hシステム（以下「V2Hシステム」という。）

次世代自動車（電気自動車やプラグインハイブリット車、燃料電池自動車）に搭載された蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用できるようにし、自動車と住宅とで電力を相互に供給する設備

2 補助金の額は、別表2に定める額とする。

3 加算額は、別表3に定める額とする。

（交付の申請）

第6条 規則第4条の規定による申請をしようとする者は、あらかじめ、かがわスマートハウス促進事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に必要書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（交付申請書の受付）

第7条 交付申請書の受付期間は、知事が別に定める。

（補助金の交付の条件）

第8条 知事は、規則第5条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする場合には、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

(1) 補助事業の内容を変更（第11条第1項に規定するものに限る。）する場合には、知事の承認を受けなければならないこと。

(2) 補助事業を中止する場合には、知事の承認を受けなければならないこと。

(3) 補助事業が完了したときは、知事が定める期限までに、第13条の実績報告書を知事に提出しなければならないこと。

(4) 補助事業により取得した財産（建売住宅の購入の場合にあっては、第5条に規定する補助対象システムに係る部分に限る。）については、第18条第1項に定める期間は、知事の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。ただし、補助金の全部に相当する額を県に納付した場合は、この限りでない。

(5) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（補助金交付決定）

第9条 知事は、第6条の規定による申請があったときは、その申請に係る書類等の審査により、その申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定をし、補助事業者に対して、前条に規定する条件のほか、交付決定番号、交付決定額及び交付を決定した日（以下「交付決定日」という。）を記載したかがわスマートハウス促進事業補助金交付決定通知書により通知するものとする。

2 補助金を交付しないことを決定したときは、知事は、速やかに申請者に通知するものとする。

（工事の着工、建物の引渡し等）

第10条 補助事業者は、交付決定日以後に、当該補助対象システムの設置等に係る工事の着手（建て売りの場合にあっては、当該補助対象システムが設置された住宅の引渡し）をしなければならない。

2 新たな発電システム又はZEH設備のうち再生可能エネルギー発電設備の設置に対し補助金の交付を受けようとする補助事業者は、交付決定日以後に、電力会社と発電システム（ZEH設備のうち再生可能エネルギー発電設備に対し補助金の交付を受ける場合は、再生可能エネルギー発電設備）の電力受給を開始しなければならない。

3 補助事業者は、第13条の実績報告書を提出するまでに、補助対象システムの設置等に係る工事を完了し、又は補助対象システムが設置された建物の引渡しを受け、かつ、電力会社と発電システム（ZEH設備のうち再生可能エネルギー発電設備に対し補助金の交付を受ける場合は、再生可能エネルギー

一発電設備)の電力供給契約を締結しなければならない(ただしZEH設備の補助金の交付を受ける場合で、補助事業者に再生可能エネルギー発電設備の所有権が無い場合を除く)
(補助事業の変更)

第11条 補助事業者は、補助金の額の変更を伴う設備及び加算額の変更等を行う場合には、速やかに、かがわスマートハウス促進事業補助金変更承認申請書(様式第2号。以下「変更承認申請書」という。)を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

- 2 変更承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 補助事業者が契約者である工事請負契約書(注文書及び注文請書を含む。)又は売買契約書の写し
 - (2) 補助事業者の現住所の住民票で3箇月以内に発行されたもの(申請者が個人である場合で交付申請書提出時から住所の変更があった場合に限る。)
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 3 知事は、変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該変更を承認するか否かを決定し、補助事業者に通知するものとする。
- 4 発電システム又はZEH設備を申請し、交付決定を受けた後に、蓄電システム又はV2Hシステムを追加設置する場合は、前項の規定による通知の後に、蓄電システム又はV2Hシステムの設置に係る工事に着手しなければならない。
- 5 知事は、第3項に規定する承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業者の変更)

第11条の2 補助事業者(個人であるものに限る。以下この項及び次項第1号において同じ。)の死亡により補助事業等を遂行することができない場合であって、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該補助事業者の地位を承継すべき相続人を選定したときは、その者)が、補助事業者の地位の承継について知事の承認を受けようとするときは、かがわスマートハウス促進事業補助金補助事業者の変更承認申請書(様式第2号の2)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 補助事業者の戸籍謄本
 - (2) 申請者の住民票で3箇月以内に発行されたもの
 - (3) 知事が別に定める申立書(申請者以外の相続人が未成年の子のみの場合を除く。)
 - (4) 申請者が契約者である電力会社が発行する「電力供給契約書」の写し
 - (5) その他知事が必要と認めるもの
- 3 知事は、第1項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、当該変更を承認するか否かを決定し、申請者に通知するものとする。
- 4 知事は、前項に規定する承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、同項第4号の書類は、第1項の規定による提出時の添付を省略し、第13条の実績報告書の提出時に併せて提出することができる。

(補助事業の中止)

第12条 補助事業者は、補助事業の全てを中止しようとするときは、かがわスマートハウス促進事業補助金中止承認申請書(様式第3号。以下「中止承認申請書」という。)を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(実績報告書)

第13条 規則第13条の規定による実績報告を行おうとする者は、かがわスマートハウス促進事業補助金実績報告書(様式第4号。以下「実績報告書」という。)に必要書類を添付して、知事に提出しなければならない。この場合において、補助事業の完了日は、補助対象システムを領収した日、電力会社と発電システム(ZEH設備のうち再生可能エネルギー発電設備に対し補助金の交付を受ける場合は、再生可能エネルギー発電設備)の電力供給を開始した日、製品保証書における保証開始日のいずれか遅い日とする。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、規則第14条の規定による補助金の額を確定したときは、補助事業者にかがわスマートハウス促進事業補助金交付額確定通知書により通知するものとする。

(補助金の支払)

第15条 補助金は前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第5号による補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第16条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助金の交付決定の前に補助事業に着手していたとき。
- (5) 補助事業の遂行ができないとき。
- (6) 法令、この要綱又はこれらに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。

(手続代行者)

第17条 補助事業者は、交付申請書、変更承認申請書、中止承認申請書、実績報告書及び第14条の補助金交付請求書について、補助対象システムを販売する者等に対して、これらの手続を代行させることができる。

- 2 前項の規定により手続を代行する者(次項において「手続代行者」という。)は、前項の手続を誠意をもって実施するものとし、当該手続の代行を通じ補助事業者に関して知り得た情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。
- 3 知事は、手続代行者が第1項に定める手続を偽り、その他不正の手段により手続を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表することができるものとする。

(取得財産等の管理)

第18条 規則第22条第2項ただし書に規定する知事が定める期間は、法定耐用年数とし、同項第4号に規定する知事が別に定めるものは、補助事業により取得した財産とする。

- 2 補助事業者は、天変地災その他自らの責に帰することのできない理由により、補助事業により取得した財産が毀損し、又は滅失したときは、財産毀損・滅失届出書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第19条 補助事業者は、規則第22条第2項の規定に基づき、補助事業により取得した財産(建売住宅の購入の場合にあつては、第5条に規定する補助対象システムに係る部分に限る。)の処分について承認を得ようとするときは、あらかじめ知事に財産処分承認申請書(様式第7号)を提出し、承認を得なければならない。

- 2 補助事業者は、知事が前項の承認と併せて補助金の全部又は一部について返還を請求したときは、請求に応じ返還しなければならない。

(報告)

第20条 知事は、補助事業に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対し必要な報告を求めることができる。

(書類の提出)

第21条 この要綱により知事に提出する書類(以下「書類」という。)の部数は1部とする。

- 2 書類の提出先は、香川県環境森林部環境政策課とする。
- 3 書類の提出の方法は、郵送(配達記録が確認できるものに限るものとし、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による信書の送達を含む。)又は持参によるものとする。

(太陽光発電設置等に関する調査への協力)

第22条 この補助金の交付を受けた者は、知事の求めに応じ、太陽光発電設置等に関する調査に協力す

るものとする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 香川県住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要綱（平成23年4月20日付け23環政第5650号）は廃止する。ただし、同要綱第16条、第18条、第19条、第20条及び第22条の規定は、なお、その効力を有するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年8月13日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月19日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年5月25日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年4月1日から同年6月30日までの間における第4条第2項及び様式の規定の適用については、これらの規定中「日本産業規格」とあるのは、「日本工業規格」とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

	補助対象システム	補助要件
(1)	発電システム	<p>ア 太陽光発電による電気が、当該発電システムの設置等がされる住宅において消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもの</p> <p>イ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する認定発電設備（10キロワット未満（増設の場合は既設分を含む。）であるものに限る。）であるもの</p> <p>ウ 太陽電池モジュール・パワーコンディショナが、未使用品であるもの</p> <p>エ 既築住宅に設置されるもの</p>
(2)	ZEH設備	<p>ア ZEHを新築若しくは購入し、又は自らが所有する既築住宅をZEHへ改修するもの</p> <p>イ BELS等の第三者評価により、ZEHの評価・認証を受け、ZEHロードマップにおけるZEHの定義（ZEH+、ZEH、NearlyZEH）を満たすことが証明できる住宅であるもの</p> <p>ウ 再生可能エネルギー発電設備として太陽光発電システムを補助対象とする場合は、(1)のア～ウを満たすもの</p>
(3)	蓄電システム	<p>ア 蓄電池から供給される電気を当該蓄電システムが設置される住宅において消費することを目的として設置されるもの</p> <p>イ 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの</p> <p>ウ 電気事業者と電力受給契約を締結している又は締結していた発電システムと連系されるもの</p> <p>エ 蓄電池・電力変換装置は未使用品であるもの</p> <p>オ 既築住宅又は新築のZEHに設置されるもの</p>
(4)	V2Hシステム	<p>ア V2Hシステムを介して電気自動車等から供給される電力が、住宅で消費されるもの。</p> <p>イ 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているもの</p> <p>ウ 電気事業者と電力需給契約を締結している又は締結していた発電システムと連系されるもの</p> <p>エ V2Hシステムは未使用品であるもの</p>

別表 2 (第 5 条関係)

	補助対象システム	補助金の額
(1)	発電システム	<p>1.3万円に、太陽電池の公称最大出力（日本産業規格に規定する太陽電池モジュールの公称最大出力又は国際電気標準会議等が策定した国際規格に規定する太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値を乗じて得た額又は5万円のいずれか低い額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）。</p> <p>ただし、当該発電システムが、この要綱又は附則第 2 項の規定による廃止前の香川県住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要綱（平成23年 4 月20日付け23環政第5650号）に基づく補助金の交付を受けた発電システム（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第 2 に定める年数をいう。以下同じ。）が経過しているものを除く。）に係る電力受給契約において増設されるものである場合は、補助金の額は、既に交付を受けた補助金の額と合わせて5万円を上限とする。</p>
(2)	Z E H設備	<p>20万円</p> <p>ただし、補助対象経費が20万円未満の場合は補助対象経費の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）</p>
(3)	蓄電システム	<p>設備費（蓄電システムの購入費用をいう。）から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額の10分の 1 の額又は10万円のいずれか低い額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）。ただし、当該蓄電システムが、この要綱に基づく補助金の交付を受けた蓄電システム（法定耐用年数が経過しているものを除く。）に増設されるものである場合は、補助金の額は、既に交付を受けた補助金の額と合わせて10万円を上限とする。</p>
(4)	V 2 Hシステム	<p>10万円</p> <p>ただし、補助対象経費が20万円未満の場合は補助対象経費の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）</p>

※ (1)、(2) の補助金の併用は不可

※ (3)、(4) の補助金の併用は不可

別表 3 (第 5 条関係)

	補助対象システム	加算額
(2)	Z E H設備	<p>5万円（次のア又はイに該当する場合に限る。）</p> <p>ただし、アとイを重複して加算することはできない。</p> <p>ア 子育て世帯又は若者夫婦世帯</p> <p>イ 複数世帯同居仕様</p>

かがわスマートハウス促進事業補助金実施要領

(目的)

第1条 かがわスマートハウス促進事業補助金の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）及びかがわスマートハウス促進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによる。

(用語)

第2条 この実施要領で使用する用語は、特に定めない限り交付要綱において使用する用語の例による。

(補助対象システムを設置する住宅)

第3条 交付要綱第2条第1号に規定する住宅は、住民票又は建物登記簿謄本等の種類で住宅であることが確認できるものでなければならない。

2 次に掲げるものは、住民票又は建物登記簿謄本等の種類で住宅であることが確認できる場合に限り、住宅とみなす。

- (1) 申請者が居住していない別荘
- (2) 寮及び寄宿舎
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を行う住居（グループホーム）
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく共同生活援助を行う住居（グループホーム）

(交付申請書の必要添付書類)

第4条 交付要綱第6条に規定する交付申請書に添付する必要書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者が契約者である工事請負契約書（注文書及び注文請書を含む。）又は売買契約書の写し
- (2) 県税の完納証明書
- (3) 申請者が法人以外の場合にあつては、次の書類
 - ア 申請者の住民票（発行日から3箇月以内のものに限る。ただし、ZEHにおいて「子育て世帯又は若者夫婦世帯」による加算を受けようとする場合「世帯全員の住民票」）
 - イ 個人住民税の完納証明書
 - ウ かがわスマートグリーン・バンク（太陽光発電）入会届
- (4) 申請者が法人の場合にあつては、次の書類
 - ア 会社謄本（現在事項証明書。発行日から3箇月以内のものに限る。）
 - イ 消費税（地方消費税を含む。）の納税証明書
- (5) 申請者が個人事業主の場合にあつては、次の書類
 - ア 消費税（地方消費税を含む。）の納税証明書
 - イ 事業申告書の写し
- (6) 申請者が管理組合法人の場合にあつては、次の書類
 - ア 法人登記簿謄本（発行日から3箇月以内のものに限る。）
 - イ 補助対象システム設置決議時の議事録の写し
- (7) 申請者が区分所有法に規定する管理者の場合にあつては、次の書類
 - ア 管理規約
 - イ 管理者の選任が確認できるもの
 - ウ 補助対象システム設置決議時の議事録の写し
- (8) 既築住宅に設置する場合で、集合住宅や別荘等で住民票に記載された住所以外の場所又は集合住宅の共用部分に設置するときは、建物の所有及び住宅であることを証明する建物の登記簿謄本（発行日から3箇月以内のものに限る。）
- (9) 電気事業者と電力受給契約を締結している発電システムに新たに蓄電システム又はV2Hシステムを設置するときは、補助事業者が契約者である電力会社が発行する「電力受給契約書」の写し
- (10) 既築住宅及び建売住宅に発電システムを設置する場合は、当該発電システムを設置する住宅の建築工事が完了していることを証明する書類の写し
- (11) ZEHにおいて「複数世帯同居仕様」による加算を受けようとする場合は、住宅の平面図
- (12) その他知事が必要と認める書類

2 前項第3号イの書類が提出できない場合には、当該書類に代えてその理由が確認できる住民票又は戸籍の附票を提出するものとする。

(交付申請書の受付)

第5条 交付申請書の受付は、先着順とし、補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、交付申請の受付を中止することができる。

(工事着工予定日等)

第6条 工事の着工予定日又は建物の引渡しの日は、交付申請書が県に到達した日の翌日を起算日として、香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条第1項に定める日（以下「県の休日」という。）を除いた15日目以降とするものとする。

(実績報告書の必要添付書類)

第7条 交付要綱第13条に規定する必要書類は、次に定めるものとする。

- (1) 補助事業者の現住所の住民票で3箇月以内に発行されたもの（補助事業者が法人以外である場合で交付申請書提出時（交付要綱第11条第1項又は第11条の2第1項の規定による提出をした場合は、当該提出の時）から住所の変更があった場合に限る。）
- (2) 補助事業の実施に係る領収書の写し
- (3) 補助事業者が契約者である電力会社が発行する「電力受給契約書」の写し（電気事業者と電力受給契約を締結している発電システムに新たに蓄電システム又はV2Hシステムを設置する場合を除く。）
- (4) 補助対象システムが設置された建物全体を確認できるカラー写真
- (5) パワーコンディショナと余剰電力販売用電力量計が接続された宅内配線の分電盤の設置場所（以下「連系点」という。）の建物全体を確認できるカラー写真
- (6) 連系点のある建物の所有及び住宅であることを証明する建物の登記簿謄本で3箇月以内に発行されたもの（新築建物又は建売住宅に設置する場合で集合住宅や別荘等で住民票に記載された住所以外の場所又は集合住宅の共用部分に設置する場合に限る。）
- (7) 管理者の選任が確認できるものの写し（補助事業者が区分所有法に規定する管理者の場合でその者が変更された場合に限る。）
- (8) 補助事業者が契約者である工事請負契約書又は売買契約書の写し（交付申請書提出時（交付要綱第11条第1項又は第11条の2第1項の規定による提出をした場合は、当該提出の時）から変更契約の締結があった場合に限る。）
- (9) 補助対象システムが太陽光発電システムである場合にあつては、次の書類
 - ア 発電システムの出力対比表（太陽電池モジュールの製造番号と実出力の対比ができるもの）
 - イ 発電システムの設置状態（太陽電池モジュール全ての枚数が確認できるもの）を示すカラー写真
 - ウ パワーコンディショナの型式名、製造番号及び定格出力が確認できるカラー写真、保証書の写し又は検査成績証の写し
- (10) 補助対象システムがZEH設備である場合にあつては、次の書類
 - ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第7条に基づく省エネ性能表示評価書の写し（BELS等、第三者認証を受けたもの）
 - イ 再生可能エネルギー発電設備として太陽光発電システムを導入した場合は、(9)で規定された書類一式（導入した太陽光発電システムに係る情報が確認できるもの）
- (11) 補助対象システムが蓄電システムである場合にあつては、次の書類
 - ア 蓄電システムの設置状態を示すカラー写真
 - イ 蓄電システムの型式名、製造番号が確認できるカラー写真、蓄電池保証書の写し又は検査成績証の写し
 - ウ 蓄電システムの保証開始日が記載されている保証書のコピー
- (12) 補助対象システムがV2Hシステムである場合にあつては、次の書類
 - ア V2Hシステムの設置状態を示すカラー写真
 - イ V2Hシステムの型式名、製造番号が確認できるカラー写真、保証書の写し又は検査成績証の写し
 - ウ V2Hシステムの保証開始日が記載されている保証書のコピー
- (13) その他知事が必要と認める書類

(実績報告書の提出期限)

第8条 交付要綱第13条に規定する実績報告書の提出期限は、補助事業を実施した年度の3月末日とする。ただし、その日が県の休日のときはその直前の県の休日以外の日を提出期限とする。

(補助金交付請求書の提出期限)

第9条 交付要綱第15条第2項に規定する補助金交付請求書は、実績報告書の提出期限の翌月10日までに提出するものとする。ただし、その日が県の休日のときはその直前の県の休日以外の日を提出期限とする。

(手続代行者の情報の報告)

第10条 交付要綱第17条に規定する手続代行者は、その実務担当者ごとの情報を手続代行者連絡票（別記様式第1号）により知事に報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年9月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

かがわスマートハウス促進事業補助金に係る財産処分等の承認基準

(趣旨)

第1条 かがわスマートハウス促進事業補助金に係る財産処分等の承認基準(以下「承認基準」という。)は、かがわスマートハウス促進事業補助金交付要綱(平成24年4月1日施行、以下「補助金交付要綱」という。)第18条及び第19条に規定する財産の処分等についての承認基準を定め、手続き等の明確化を図るものである。

(定義)

第2条 財産処分の定義については、以下のとおりとする。

- (1) 売却：有償による補助対象財産の所有者の変更
- (2) 譲渡：無償による補助対象財産の所有者の変更
- (3) 交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換
- (4) 貸与：補助対象財産の所有者を変更することなくリース又はレンタルで貸し付けること
- (5) 廃棄：補助対象財産の使用を止め、廃棄処分をすること
- (6) その他：補助対象財産の移設で移設後の公称最大出力が申請時を下回る場合及び担保に供すること等

2 補助金交付要綱第4条に規定する補助事業者(以下「補助事業者」という。)が財産処分を行う場合は、第6条に規定する補助金返還免除の特例を除き、当該補助金の返還を行うものとする。

(承認の手続き)

第3条 補助事業者が財産処分を行う場合は、補助金交付要綱第19条に基づく財産処分承認申請書(補助金交付要綱様式第7号)をあらかじめ知事に提出しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、事後申請を認めるものとする。また、天変地災その他自らの責に帰することのできない理由により取得した財産が毀損し又は滅失したときは、補助金交付要綱第18条第2項の規定に基づき財産毀損・滅失届出書(補助金交付要綱様式第6号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の財産処分承認申請書の提出があった場合、知事はその内容を調査し、適当であると判断したときは住宅用太陽光発電システム等財産処分承認通知書(様式第1号)の発行をもって承認を行う。

ただし、知事が必要と認めた場合は、補助金の返還額、納付期限等の条件を付すことができる。

3 前項の場合において、知事が財産処分の内容が適当でない判断したときは、住宅用太陽光発電システム等財産処分不承認通知書(様式第2号)をもって不承認であることを通知するものとする。

4 第1項の財産毀損・滅失届出書の提出があった場合、知事は届出書の内容について調査を行い、住宅用太陽光発電システム等財産毀損・滅失確認書(様式第3号)の発行をもって確認したことを補助事業者に通知するものとする。

(補助金返還額の算定)

第4条 第3条第2項に規定する補助金の返還額については、次のとおりとする。

- (1) 売却の場合の返還額は、残存簿価相当額に補助金交付額が補助対象経費に占める割合(以下「補助率」という。)を乗じて得た額とする。
- (2) 譲渡の場合の返還額は、譲渡時点での残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。
- (3) 交換の場合の返還額は、交換時点での残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。
- (4) 貸与の場合の返還額は、リース又はレンタルで貸付ける開始時点での残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。
- (5) 廃棄の場合の返還額は、廃棄時点での残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。
- (6) 補助対象システムに申請時の公称最大出力を下回るような変更(移設又は一部の取り外しによる

太陽電池モジュールの枚数の減少等)を加える場合は、その変更時の残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額に、減少した出力相当分を勘案した上で補助金の一部を返還するものとする。

(7) 担保に供する場合は、担保権実行時に補助金を返還するものとし、返還額は担保権実行時点での残存簿価相当額に補助率を乗じて得た額とする。

2 財産処分における残存簿価相当額は、国税庁が定める減価償却資産の償却限度額の計算方法「200%定率法」により算定する。ただし、法人等で「減価償却資産の償却方法の届出書」又は「償却資産申告書(償却資産課税台帳)」を関係機関へ提出している場合は届け出た方法により算定することができるが、住宅用太陽光発電システムの法定耐用年数は17年、ZEH設備、住宅用蓄電システム及び住宅用V2Hシステムの法定耐用年数は6年とする。

3 返還額を算定する算出期間は、電力会社と前項に掲げるシステム(以下「補助対象システム」という。)の電力受給を開始した日の属する月の初日から財産処分実施日の属する月の末日までとし、月単位で算出する。

(補助金の返還)

第5条 補助事業者は、第3条第2項に規定する住宅用太陽光発電システム等財産処分承認通知書に記載されている返還額及び納付期限により、補助金を返還するものとする。期限内に返還されない場合は、香川県補助金等交付規則(平成15年規則第28号)、県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例(平成22年条例第2号)及び香川県会計規則(昭和39年規則第19号)に基づき延滞金の付加等の処理を行うものとする。

(補助金返還免除の特例)

第6条 次に掲げる財産処分に該当する場合は、補助金返還を免除することとする。

- (1) 災害若しくは火災によって使用できなくなった場合、若しくは立地上若しくは構造上危険な状態にある場合の取り壊し又は廃棄等
- (2) 道路拡張整備等の設置者の責に帰することができない事由によるやむを得ない取り壊し等

(補助対象システムの管理・運用に関する変更等)

第7条 補助事業者は、補助事業により取得した財産について次の管理・運用に関する変更等を行う場合は、知事の定める書面をもって申請又は報告をするものとし、財産処分とは区分して補助金の返還を要しないものとする。ただし、提出された書面において記載事項が事実と反する場合は、この限りではない。

- (1) 補助事業者から親族等に電灯契約の名義を変更する次の場合であって、補助対象システムに係る権利義務を継承する親族等が、補助対象システムを善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図り、補助対象システムの処分にあつては、第1条から第6条の適用を受けることを確約する場合。
 - ① 補助事業者の死亡又はこれに類する事情に起因した相続、財産分与等による名義変更
 - ② 同居親族への名義変更
 - ③ 補助事業者の親族として同居していた者への名義変更
- (2) 補助対象システムが設置された家屋を貸家として賃貸する場合。ただし、補助事業者は自身が補助対象システムを運用していたと時と同様な管理義務と適正な運用を図る義務を引き続き負うものとする。
- (3) 設置する建物・場所等の変更に伴う補助対象システム移設の場合。ただし、第4条第1項第6号の場合を除く。

(その他)

第8条 知事は財産処分に係る申請において、補助事業者の死亡、行方不明、その他補助事業者にやむを得ない事情がある場合は、親族や関係者等にも協力を求めて、補助金返還又は免除等の手続を弾力的に処理するものとする。

附 則

- 1 この承認基準は平成28年10月19日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 この承認基準は、香川県住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要綱（平成23年4月20日施行、平成24年4月1日廃止）第18条及び第19条の規定について適用する。この場合、第4条第2項に規定する「200%定率法」は「250%定率法」と、「法定耐用年数は17年」は「住宅用太陽光発電システムの法定耐用年数は17年、高効率給湯器の法定耐用年数は6年」と読み替える。

附 則

- 1 この承認基準は令和2年4月1日から施行する。
- 2 この承認基準は令和4年4月1日から施行する。

香川県補助金等交付規則（平成15年3月25日規則第28号）

改正 平成16年3月26日 規則第12号
平成24年3月30日 規則第19号

（目的）

第1条 この規則は、補助金等の交付について、法令、条例及び他の規則に特別の定めのあるもののほか、その交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を定めることにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

- （1）補助金
- （2）利子補給金
- （3）前2号に掲げるもののほか、相当の反対給付を受けない給付金で知事が別に定めるもの
- 2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- 3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。
- 4 この規則において「間接補助金等」とは、県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するものをいう。
- 5 この規則において「間接補助事業等」とは、間接補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- 6 この規則において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者をいう。

（補助事業者等及び間接補助事業者等の責務）

第3条 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の定め及び補助金等又は間接補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

（補助金等の交付の申請）

第4条 補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ。）をしようとする者は、知事の定めるところにより、申請書に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

（補助金等の交付の決定）

第5条 知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに、補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。
2 知事は、前項の場合において、補助金等の適正な交付を行うため必要があるときは、その交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

（決定をしない場合）

第5条の2 知事は、前条の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定をしないものとする。

- （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （2）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （3）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

（補助金等の交付の条件）

第6条 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、その交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- （1）補助事業等に要する経費の配分の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けなければならないこと。
- （2）補助事業等の内容の変更（知事の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けなければならないこと。
- （3）補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けなければならないこと。
- （4）補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- （5）知事の求めに応じて補助事業等に係る報告を行い、又は知事が指名した職員が行う当該補助事業

等に係る施設、帳簿書類その他の物件の検査を受けなければならないこと。
(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(決定の通知)

第7条 知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかに、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に書面により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内（知事が別に期日を定めたときは、その期日まで）に、書面により当該申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により次の各号のいずれかに該当することとなったときその他特別の必要が生じたときは、補助事業等のうち既に経過した期間に係るものを除き、当該補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(1) 天災その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

(2) 補助事業者等又は間接補助事業者等がその責めに帰すべき事情によらないで補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができないとき。

2 第7条の規定は、前項の規定により取消し又は変更をした場合について準用する。

(補助事業等及び間接補助事業等の遂行)

第10条 補助事業者等は、法令等の定め並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件その他法令等に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。補助金等を他の用途に使用してはならない。

2 補助事業者等は、間接補助事業者等に対し、法令等の定め及び間接補助金等の交付の目的に従い、善良な管理者の注意をもって間接補助事業等を行わせなければならない。間接補助金等を他の用途に使用させてはならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者等は、知事の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況を知事に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行等の命令)

第12条 知事は、補助事業者等が行う報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 知事は、補助事業者等が前項の規定による命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

3 知事は、前2項の規定による命令をするときは、当該補助事業者等にその理由を示すものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、又は補助事業等の廃止の承認を受けたときは、知事の定めるところにより、補助事業等の成果を記載した実績報告書に係る書類を添えて知事に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了したときも、同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第14条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に書面により通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、そ

の報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これらに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に命ずることができる。

- 2 第12条第3項の規定は前項の規定による命令について、第13条の規定は同項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

(補助金等の交付)

第16条 知事は、補助金等の額の確定後において当該補助事業者等に補助金等を交付するものとする。ただし、補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、知事の定めるところにより、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。

(決定の取消し)

第17条 知事は、補助事業者等が、補助金等を他の用途に使用し、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 知事は、間接補助事業者等が、間接補助金等を他の用途に使用し、その他間接補助事業等に関して法令等に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 知事は、補助事業者等が、第5条の2各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。
- 4 知事は、間接補助事業者等が、第5条の2各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。
- 5 前各項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 6 知事は、第1項から第4項までの規定により取消しをしたときは、速やかに、その旨及びその理由を当該補助事業者等に書面により通知するものとする。

(補助金等の返還)

第18条 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めて、その部分について交付した額の返還を命ずるものとする。

- 2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等を交付しているときは、期限を定めて、その超える額の返還を命ずるものとする。

(加算金)

第19条 補助事業者等は、第17条第1項若しくは第3項の規定又はこれに準ずる条例若しくは他の規則の規定により補助金等の交付の決定を取り消された場合において、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。
- 4 第1項の加算金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(延滞金)

第20条 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 3 前条第4項の規定は、第1項の延滞金について準用する。

(他の補助金等の一時停止等)

第21条 知事は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(財産の管理)

第22条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金等の交付の目的に従って適正に管理しなければならない。

2 補助事業者等は、前項の財産で次に掲げるものを、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が補助金等の全部に相当する額を県に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産

(2) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック

(3) 前2号に掲げるものの従物

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が別に定めるもの

(帳簿書類の作成等)

第23条 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、補助事業等を完了し、又は廃止した年度の翌年度から起算して5年間これを保存しておかなければならない。

(電磁的記録による作成)

第24条 この規則又はこの規則の施行のための規程の規定により作成することとされている申請書等(申請書、書類その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年香川県条例第1号)第3条の規定の適用を受ける場合を除き、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして知事が別に定めるものをいう。以下同じ。)の作成をもって、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

2 前項の規定により申請書等が電磁的記録で作成されている場合の記名押印又は署名については、記名押印又は署名に代えて氏名又は名称を明らかにする措置であって知事が別に定めるものをとらなければならない。

(電磁的方法による提出)

第25条 この規則又はこの規則の施行のための規程の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条の規定の適用を受ける場合を除き電磁的方法(情報通信の技術を利用する方法であって知事が別に定めるものをいう。以下同じ。)をもって行うことができる。

2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によって行われたときは、県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に県に到達したものとみなす。

(補則)

第26条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行し、同日以後に交付の決定をする補助金等から適用する。

附 則 (平成16年3月26日規則第12号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日規則第19号)

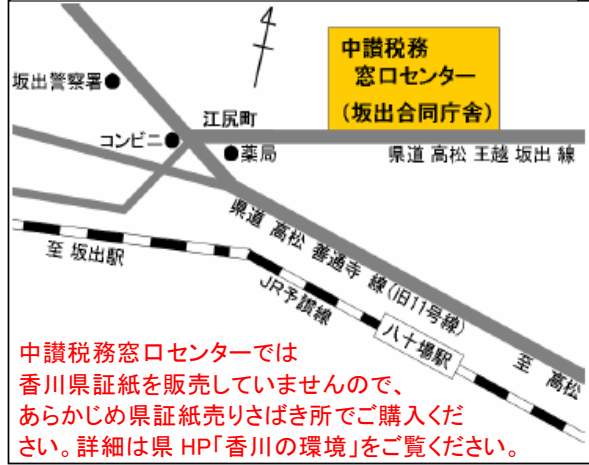
この規則は、公布の日から施行し、同日以後に交付の決定をする補助金等から適用する。

県税の完納証明書の発行場所のご案内

香川県県税事務所 高松市松島町 1-17-28
電話 087-806-0304



中讃税務窓口センター 坂出市江尻町 1355
電話 0877-46-0421



東讃県民センター さぬき市津田町津田 930-2
電話 0879-42-1370



小豆県民センター 小豆郡土庄町湊崎甲 2079-5
電話 0879-62-2266



中讃県民センター 普通寺市生野本町 1-1-12
電話 0877-62-9610



西讃県民センター 観音寺市坂本町 7-3-18
電話 0875-25-5200





香川県 環境森林部 環境政策課 カーボンニュートラル推進室
 〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号 **香川県庁東館2階**
 電話:087-832-3851(直通) FAX:087-806-0227